



スポーツ庁

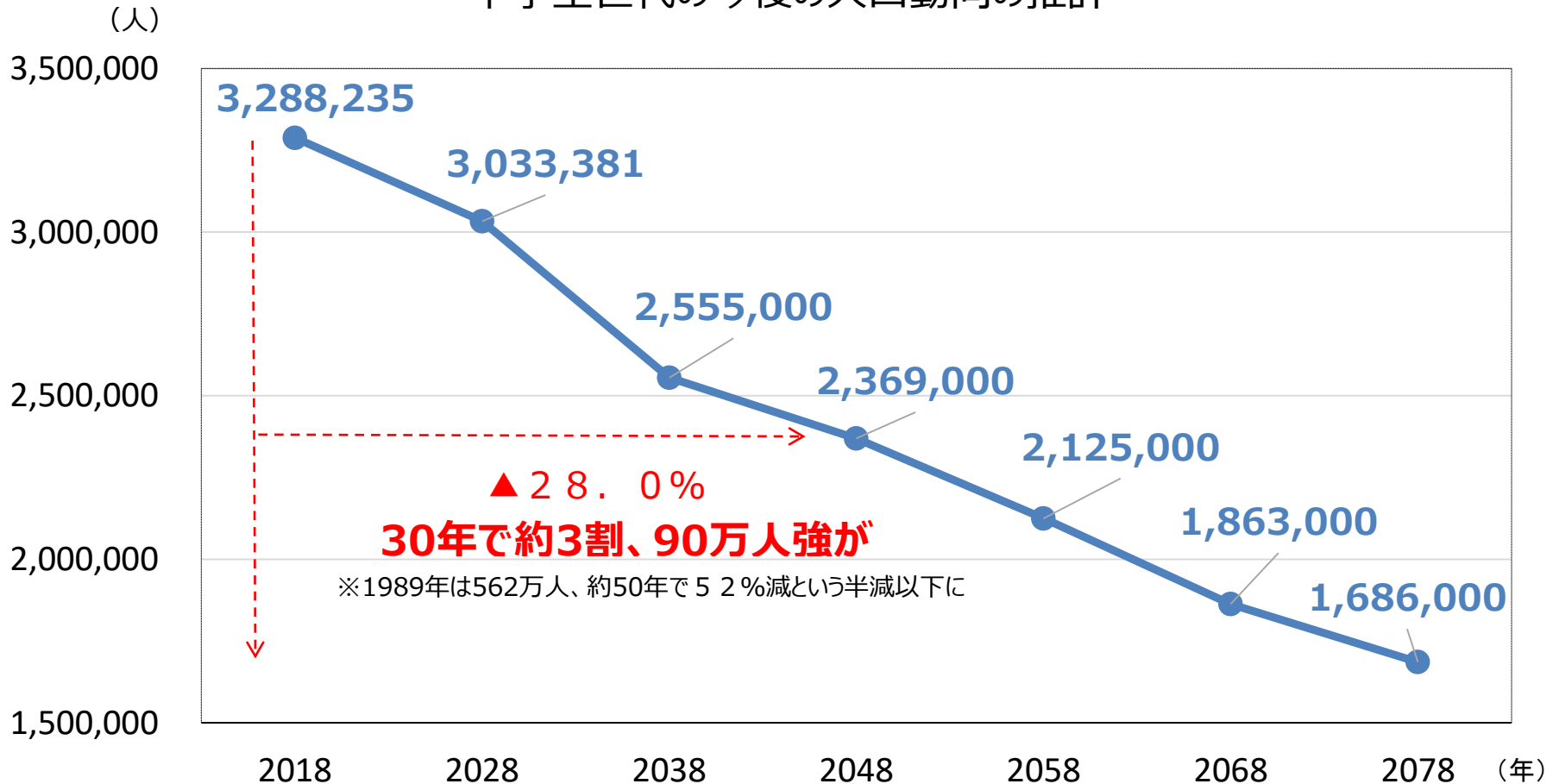
部活動の地域連携・地域移行と 地域スポーツ・文化芸術環境の整備について

令和5年10月23日
スポーツ庁地域スポーツ課 課長 橋田 裕

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計

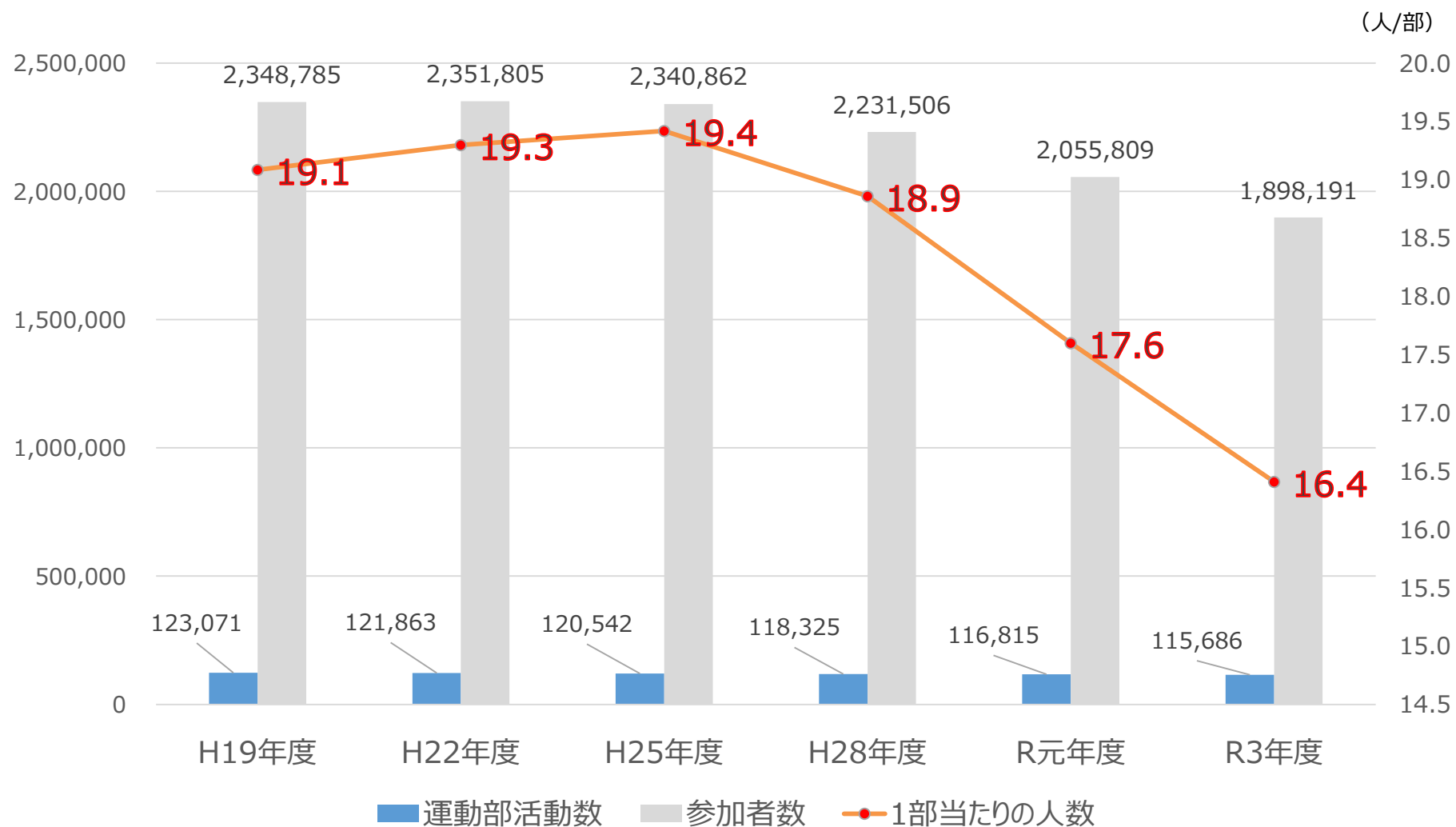


中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

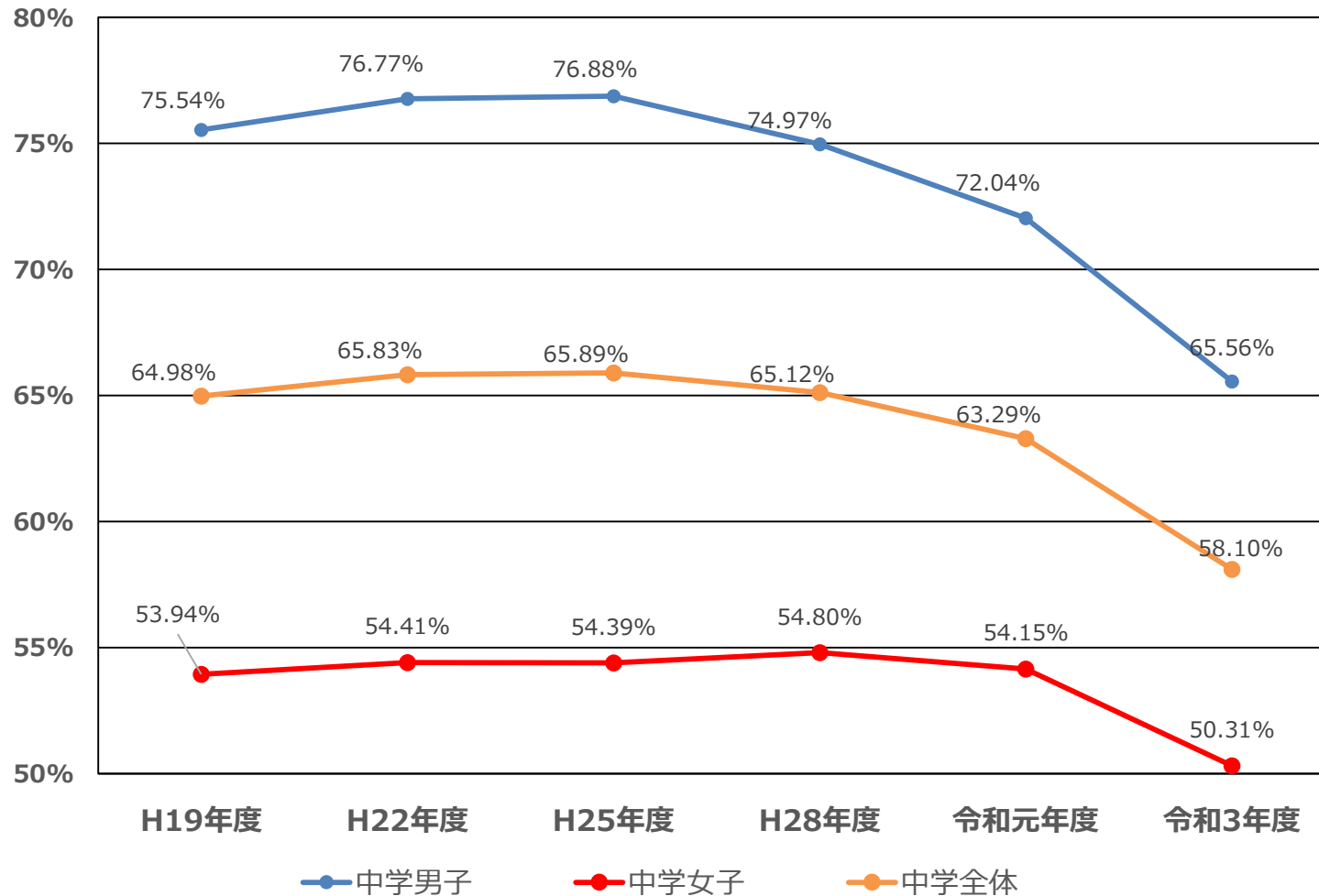
運動部当たりの参加人数（中学生）

- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にあり、令和3年度については、16.4人である。



運動部活動 参加率（中学校）

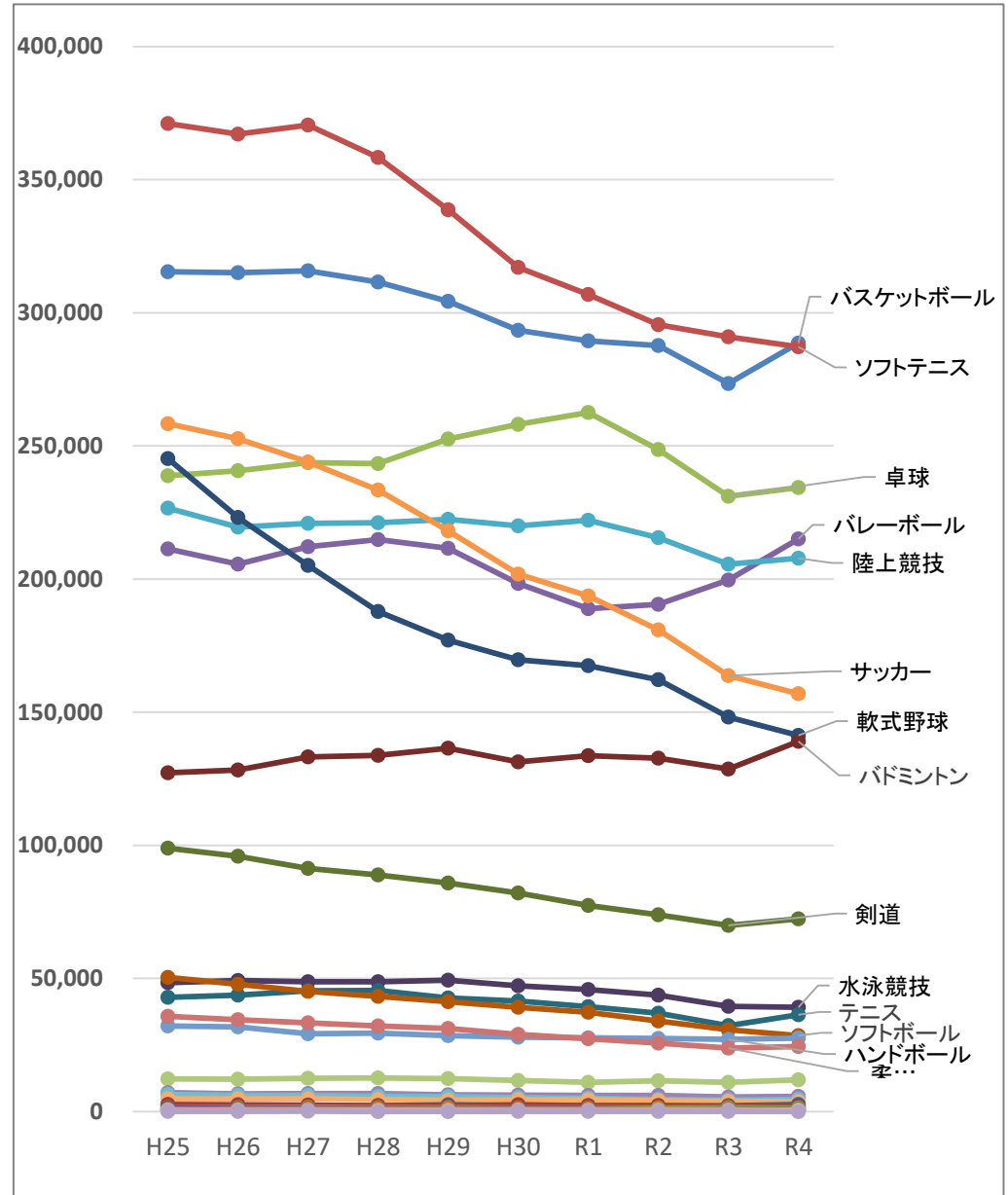
- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



運動部活動に加入している中学生数の推移

■ 競技別生徒数の推移（男女計）

競技	H25	R4	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	288,579	-8.49%	-26,775
ソフトテニス	371,121	287,165	-22.62%	-83,956
卓球	238,854	234,399	-1.87%	-4,455
バレーボール	211,259	215,036	1.79%	3,777
陸上競技	226,692	207,808	-8.33%	-18,884
サッカー	258,291	156,892	-39.26%	-101,399
軟式野球	245,219	141,320	-42.37%	-103,899
バドミントン	127,239	139,055	9.29%	11,816
剣道	98,913	72,322	-26.88%	-26,591
水泳競技	48,358	39,225	-18.89%	-9,133
テニス	42,883	36,334	-15.27%	-6,549
ソフトボール	50,418	28,475	-43.52%	-21,943
ハンドボール	32,205	27,620	-14.24%	-4,585
柔道	35,809	24,386	-31.90%	-11,423
弓道	12,269	11,934	-2.73%	-335
ラグビー	7,152	5,767	-19.37%	-1,385
体操競技	6,387	4,547	-28.81%	-1,840
新体操	4,825	3,705	-23.21%	-1,120
空手	2,315	2,678	15.68%	363
スキー	2,641	2,020	-23.51%	-621
ホッケー	1,545	1,402	-9.26%	-143
相撲	1,343	827	-38.42%	-516
アーチェリー	763	820	7.47%	57
なぎなた	834	680	-18.47%	-154
スケート	550	510	-7.27%	-40
アイスホッケー	500	442	-11.60%	-58
レスリング	96	183	90.63%	87
フィギュア	51	26	-49.02%	-25
合計	2,343,886	1,934,157	-17.48%	-409,729

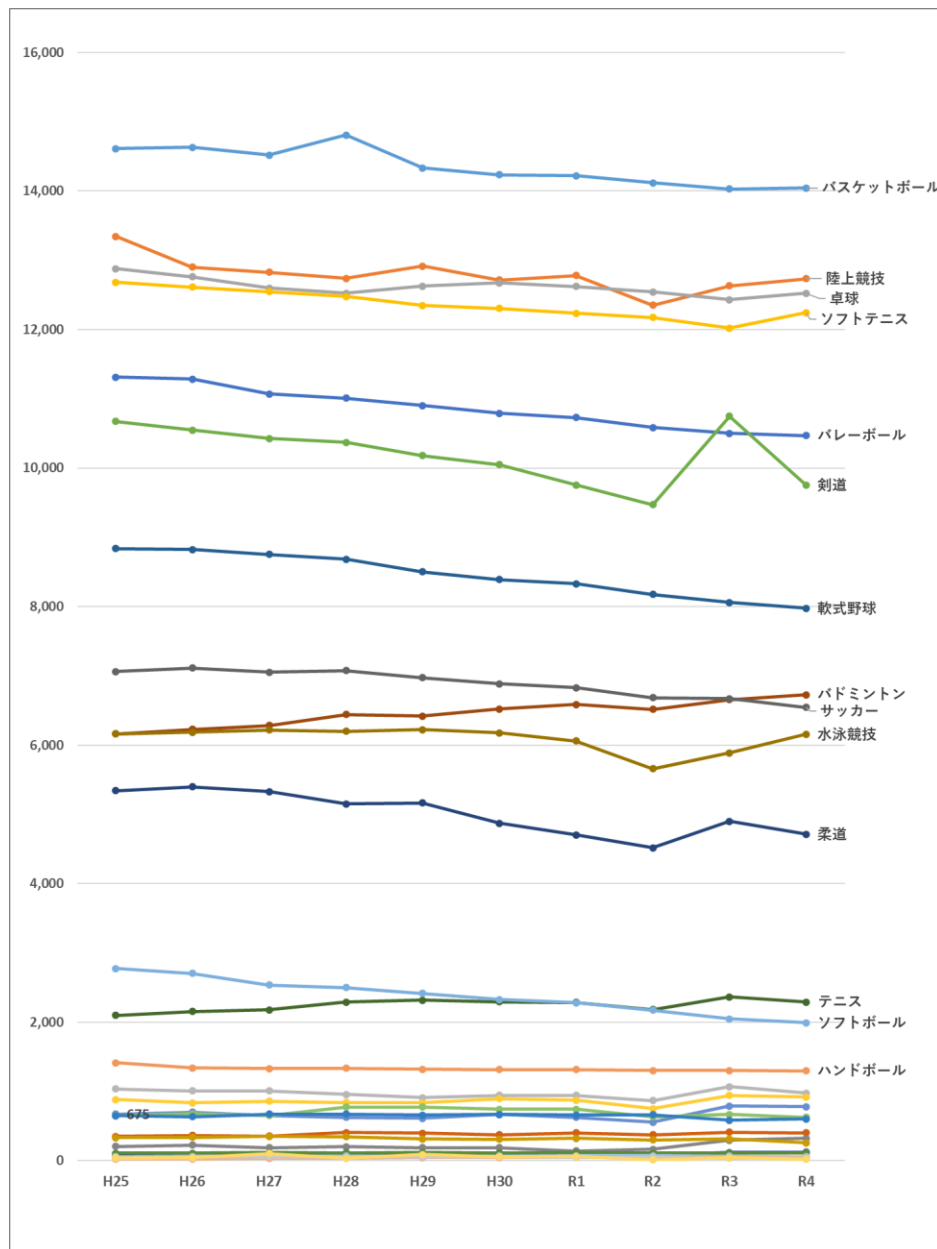


(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における競技別運動部活動数(学校数)の推移

■競技別運動部活動数の推移（男女計）

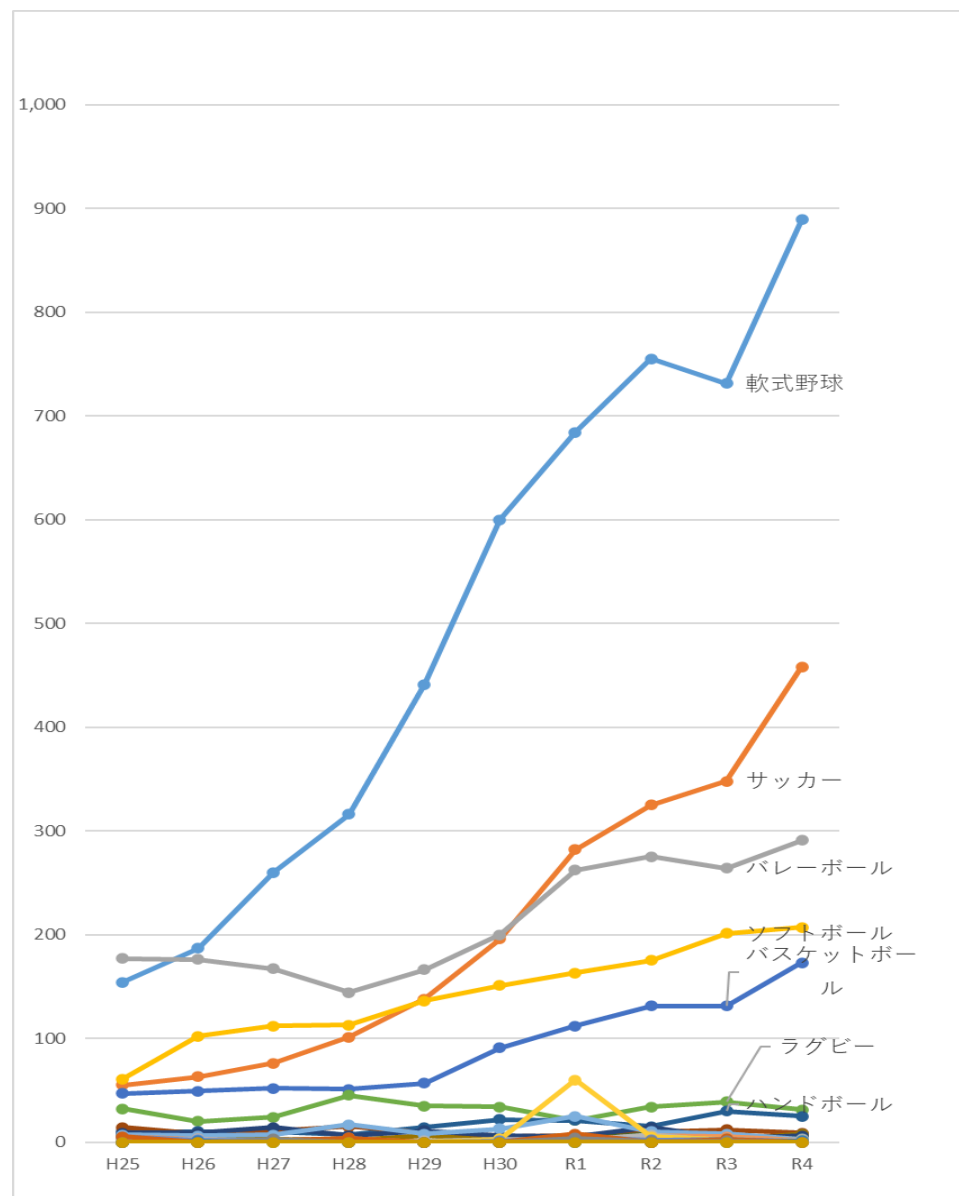
競技	H25	R4	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	14,611	14,045	3.87%	-566
陸上競技	13,345	12,736	4.56%	-609
卓球	12,881	12,526	2.76%	-355
ソフトテニス	12,683	12,245	3.45%	-438
バレーボール	11,314	10,470	7.46%	-844
剣道	10,675	9,751	8.66%	-924
軟式野球	8,838	7,975	9.76%	-863
バドミントン	6,164	6,729	9.17%	565
サッカー	7,062	6,546	7.31%	-516
水泳競技	6,164	6,159	0.08%	-5
柔道	5,341	4,714	11.74%	-627
テニス	2,098	2,292	9.25%	194
ソフトボール	2,773	1,991	28.20%	-782
ハンドボール	1,415	1,298	8.27%	-117
体操競技	1,036	974	5.98%	-62
新体操	884	920	4.07%	36
スキー	675	780	15.56%	105
空手	651	627	3.69%	-24
弓道	651	604	7.22%	-47
ラグビー	352	403	14.49%	51
スケート	205	321	56.59%	116
相撲	332	257	22.59%	-75
アイスホッケー	78	125	60.26%	47
ホッケー	109	112	2.75%	3
なぎなた	59	58	1.69%	-1
レスリング	23	43	86.96%	20
アーチェリー	49	37	24.49%	-12
フィギュア	39	18	53.85%	-21
合計	120,507	114,756	4.77%	-5,751



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における合同部活動実施チームの推移

競技名	H25	R4	H25との比較	
軟式野球	154	889	477.3%	735
サッカー	55	458	732.7%	403
バレーボール	177	291	64.4%	114
ソフトボール	61	207	239.3%	146
バスケットボール	47	173	268.1%	126
ラグビー	32	31	-3.1%	-1
ハンドボール	10	25	150.0%	15
アイスホッケー	14	9	-35.7%	-5
スケート	0	8	—	8
ホッケー	5	8	60.0%	3
卓球	9	6	-33.3%	-3
柔道	6	3	-50.0%	-3
剣道	7	3	-57.1%	-4
陸上競技	5	2	-60.0%	-3
ソフトテニス	3	2	-33.3%	-1
水泳競技	0	1	—	1
バドミントン	5	1	-80.0%	-4
相撲	0	1	—	1
スキー	0	1	—	1
体操競技	5	0	-100.0%	-5
新体操	0	0	—	0
空手	0	0	—	0
合計	595	2,119	256.1%	1,524



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

学校における部活動改革の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。 生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。 スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る 最近の取組の経緯（令和4年度）

- 6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言
- 8月 文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言
- 7月 スポーツ庁長官から日本スポーツ協会、日本中学校体育連盟等への要請
(大会の在り方の見直し等) ※文化庁からも、全日本吹奏楽連盟等に対し、要請している。
- 1 1月 ○令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 公表
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」公表
(意見募集を11月17日から12月16日まで実施)
- 令和4年度補正予算：地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費
- 1 2月 ○令和5年度予算案 閣議決定
※地域移行を進めるための実証事業の実施や部活動指導員の配置等に係る経費
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定・公表
- 3月 ○令和5年度予算 政府案どおり成立
- ガイドライン解説動画、ポータルサイト、ポスター・チラシの作成
* 部活動改革ポータルサイト（スポーツ庁HP）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

1. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。 **II～IV** は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、
学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

.....
(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体
が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、
部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として
地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を
周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

.....
(主な内容)

- ・ 大会参加資格を**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、
その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な
人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を
経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

※スポーツ庁ホームページ

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm



学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

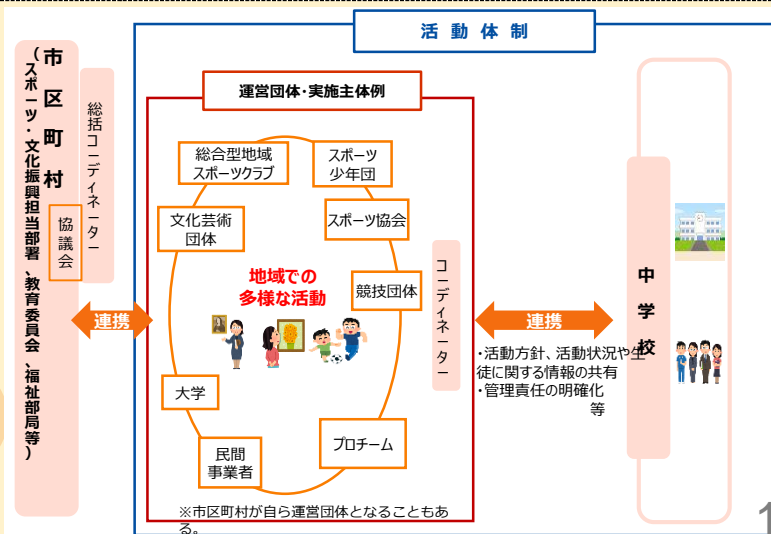
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

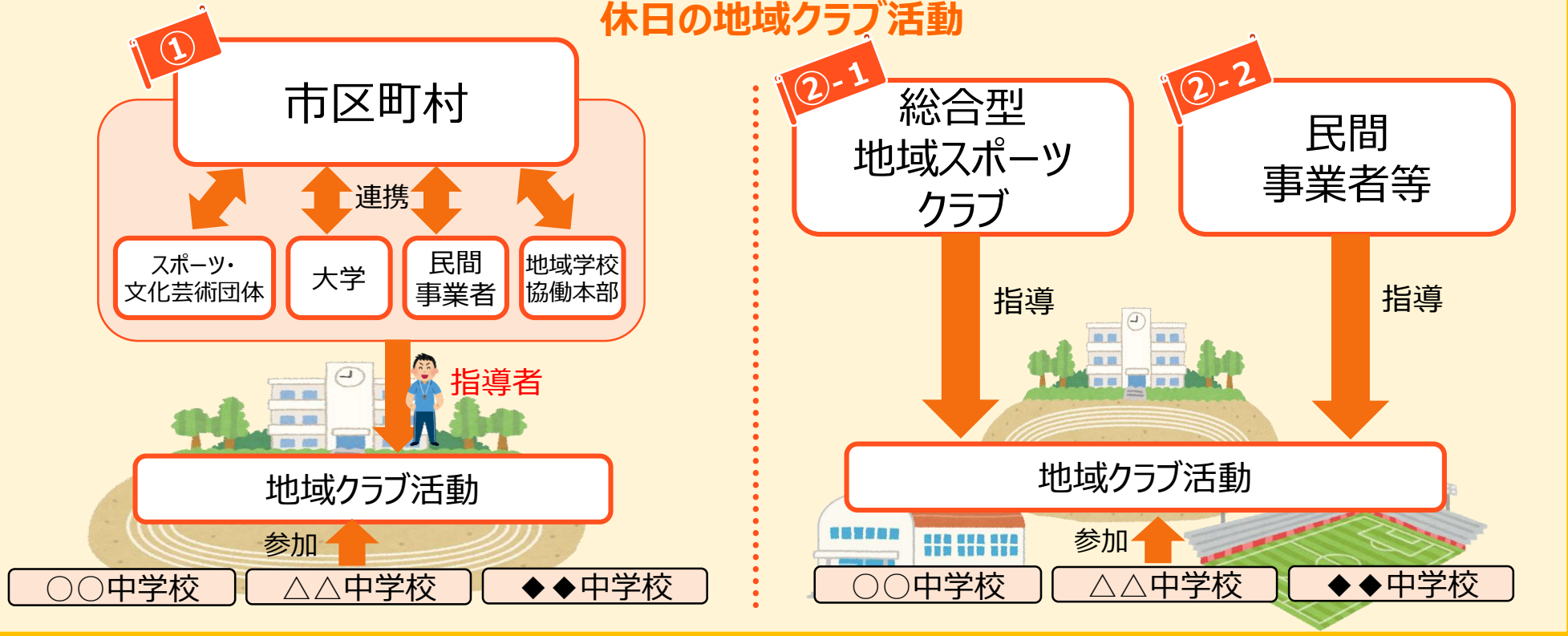
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

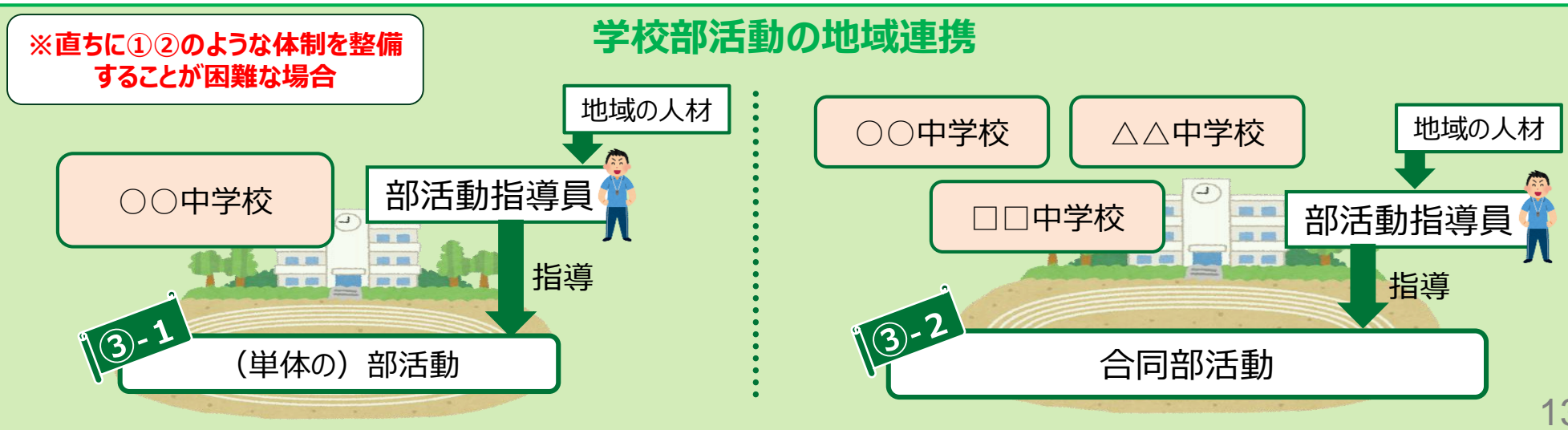


休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の
確保

指導者の確保
マッチング

活動場所の確保
活動内容の決定

生徒・保護者・
住民への周知
実施

〔 都道府県：
人材バンクの設置 〕

〔 学校：教師の兼職
兼業の希望の把握 〕

〔 学校：学校施設の
開放 〕

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性について

【抜粋】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

- ア** 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、**令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け**て支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、**休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める**。その際、例えば中山間地域や離島をはじめ、市区町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、**地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す**こととし、国及び都道府県は適切に指導助言を行う。
- イ** 国、都道府県及び市区町村は、**改革推進期間終了後**において、**学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む**。

学校部活動の地域連携・地域移行に関する制度の運用

※『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(通知)(令和4年12月27日付 スポーツ庁次長等)において、以下の内容を通知。

1. 教師の兼職兼業について

これまで、教師等の兼職兼業の取扱いについて、『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)を周知。
今後、各地方公共団体における**兼職兼業の許可の円滑な手続きに資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定**。

※「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を令和5年1月30日に公表済
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf

2. 学習指導要領解説の見直し等について

今後、国が行う実証事業等の状況も踏まえ、**学習指導要領解説における関連の記載の見直し**を行う予定。
教育課程外の活動である部活動については、現在、**学習指導要領の総則**に**関連の記載が盛り込まれているところ**、今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への**移行の進捗状況の検証等を踏まえ、次期改訂時に合わせて、その見直しを検討する予定**。

【都道府県教育委員会等において、適切に対応・検討いただきたい事項】

3. 教師の人事における部活動の指導力の評価等について

教師の採用において、面接や志願書類などについて、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価している場合について、学校部活動の状況や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備状況等も勘案して、**必要な見直しを行うこと**(教師の人事配置においても、部活動指導に係る能力等を過度に評価している場合は、適切に見直すこと)。
初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

4. 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについては、これまでと同様、各高等学校及びその設置者において判断すべきものであるが、今後の選抜の在り方について検討する際は、①学校部活動・地域クラブ活動の**評価方法の明確化**、②調査書への記載に当たっては、単に大会成績等のみを記述するだけでなく、**活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲等に言及するなど、記載を工夫するとともに**、調査書に限らず、生徒による自己評価資料等の方法を用い、多面的に評価していくことも考えられること、③**中学校の教師の負担軽減**に留意すること。

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）



- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
 - ①当該教師等が**希望する場合**であって、
 - ②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
 - ③**サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能**です。 ※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、**サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て**、地域団体の業務に従事することとなります。

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、サービス監督教育委員会内の**教職員のサービスを監督する部署は、必要な関係規程※・運用の見直し**を行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への**関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要**です。

※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

また、**サービス監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要**があります。

- **「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」**において、兼職兼業に係る詳細な内容や事例、指揮命令権や労働時間等の兼職兼業を行う上でのポイントや留意事項をまとめていますので、サービス監督教育委員会や校長だけでなく、兼職兼業を希望する教師等においても、ご活用ください。

2. 事例

令和4年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について①（令和5年9月）

事例集 目次

- 1.はじめに
- 2.実践研究の概要
- 3.実践研究の成果
 - (1)休日の部活動の段階的な地域移行
 - (2)合同部活動の推進/短期間・効果的な活動の推進
- 4.実践研究先一覧

コラム（都道府県の主な役割、休日と平日の一貫指導、責任の所在の明確化、学校体育施設の利活用、多様な活動の提供、市区町村を超えた広域連携等）

事例集 全体版はこちら

○運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 スポーツ庁HP
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00015.html



主な内容

- 実践研究の課題、成果や実践研究の成果や好事例を踏まえ、**休日の地域移行における運営形態の類型イメージ**や**地域移行の要素の例**を提示。
- 各取組事例の**ポイント**や**基礎情報**、**特徴的な取組等**を中心に紹介し、コラムでは、**平休日の一貫指導の取組等**、**各自治体に参考いただきたい情報**を掲載。

運営形態の類型イメージ

市区町村運営型	地域団体・人材活用品型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施

※上記のほか、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム、大学など多様な主体による運営が考えられる。

令和4年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について②（令和5年9月）

実践研究の成果

休日の運動部活動の段階的な地域移行

市区町村の取組事例（運営形態の類型別のイメージ）

類型例		運営形態	参考例
区分	運営例		
A 市区町村運営型	A-1 地域団体・ 人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	埼玉県 さいたま市 神奈川県 秦野市 福岡県 宗像市
	A-2 任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	長野県 飯島町
	A-3 競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施	新潟県 長岡市 福井県 美浜町
B 地域スポーツ団体等運営型	B-1 総合型地域 スポーツクラブ 運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	山形県 鮭川村 福島県 会津若松市 新潟県 村上市 富山県 朝日町 京都府 舞鶴市 長崎県 長与町
	B-2 体育・スポーツ 協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施	福島県 会津若松市 富山県 黒部市 静岡県 静岡市 静岡県 掛川市
	B-3 民間スポーツ 事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施	埼玉県 白岡市 沖縄県 うるま市
C その他	C-1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化ミッション等が運営する形として実施	滋賀県 彦根市 石川県 宝達志水町

市区町村の取組事例（一覧）

自治体	特徴
埼玉県さいたま市	指導者全員を対象として、子供の主体性を引き出す「コーチングスキル研修」を実施
神奈川県秦野市	「秦野市地域部活動指導ハンドブック」を作成して、関係者との共通理解を図り、地域クラブ活動を実施
福岡県宗像市	市のスポーツ部局が中心となり、受け皿となる地域スポーツクラブの設立・持続可能な運営をサポート
長野県飯島町	少年スポーツ団体連絡協議会が中心となり地域クラブを発足 今後、複数の自治体が参画する広域地域クラブの設立を検討
新潟県長岡市	競技団体と綿密な情報提供・意見交換会を実施
福井県美浜町	県の競技団体が地域スポーツクラブを創設し、中高一貫指導体制を構築
山形県鮭川村	競技団体等と連携した指導者の確保、スクールバスの活用
福島県会津若松市	競技種目の状況に応じた2つの地域移行体制を構築
新潟県村上市	各中学校区での合意形成に向けた取組、スポーツ少年団と連携した指導者の確保
富山県朝日町	地域と学校が連携・協力した総合型地域スポーツクラブを創設・運営。移動手段として、「こどもノッカル」の実証実験を開始
京都府舞鶴市	総合型地域スポーツクラブが中心となり、「ゆる部活」や「トレーナー部活」を実施
長崎県長与町	総合型地域スポーツクラブが受け皿となり地域移行を進め、令和5年度から休日の全ての運動部活動を地域スポーツクラブ活動へ移行
富山県黒部市	地域クラブ活動に係る費用について、受益者負担で制度設計
静岡県静岡市	エリア制の導入により学校間で部活動を支え合う仕組みを構築 自身の在籍する学校に無い部活動でも、エリア内の他校の活動に参加可能
静岡県掛川市	市スポーツ協会と連携した指導者バンクの設置と、研修による指導者の量と質の確保
埼玉県白岡市	地域スポーツクラブ活動の管理運営について、民間と連携。コミュニケーションアプリを活用し、平日・休日の一貫指導を実施
沖縄県うるま市	民間事業者と部活動の地域移行に係る連携協定を締結
滋賀県彦根市	学校支援ボランティア団体（地域学校協働本部）と連携し、地域クラブ活動を実施
石川県宝達志水町	スポーツ文化ミッションと連携し、地域クラブ活動を実施

令和4年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について③（令和5年9月）

実践研究の成果

スポーツ庁「部活動改革ポータルサイト」

当事例の
詳細はこちら



◆ 運営類型別の各自治体の取組事例

福岡県宗像市の取組	A-1	市区町村運営型 地域団体・人材活用型
-----------	-----	-----------------------

市のスポーツ部局が中心となり、受け皿となる地域スポーツクラブの設立・持続可能な運営をサポート

基礎情報		体制	
福岡県宗像市		宗像市	
中学校数	7校	宗像市 中学運動部活動 改革検討協議	市(スポーツ、学校部門の課長) 中学代表(校長) スポーツ協会(代表) 当該競技団体(代表) 地域クラブ(代表) 学識者
生徒数	2,677人	具体的プラン、審議、承認	学識者
部活動数	63部活		
委託費	750,418円	宗像市	
実践研究校数	2校	宗像市 中学運動部活動 改革検討協議会 WG会議	市(スポーツ、学校担当実務者) 中学部活指導者(実務者) スポーツ協会(実務者) 当該競技団体(実務者) 地域クラブ(実務者)
実践研究に取り組んだ部活動数	18部活	地域移行のための具体的 プラン作成等	学識者
実践研究に取り組んだ種目	2種目		

使用経費の主な費目・額		自己調達した財源	
諸謝金	934,400円	会費等参加者負担	270,000円
消耗品費	126,241円	その他(寄附金)	83,141円

- 課題**
- 地域の受け皿となるスポーツクラブの立ち上げ(野球)や運営形態の見直し(バスケットボール)
 - 地域クラブの中学校指導者への周知と理解促進、中学生への周知と地域スポーツクラブの部員確保(中学の部活生の取り込み)
 - 学校と連携した役割分担(地域→土日、学校→平日)

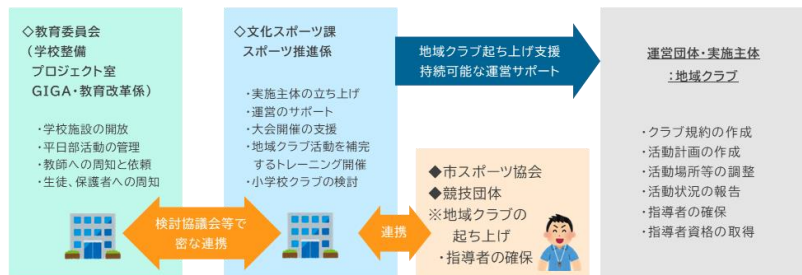
- 成果**
- 宗像市はスポーツ部門が先行して、受け皿となる地域クラブを創設。令和8年度から「休日の運動部活動を完全に地域移行」を目指している。

主な取組の概要			
運営主体	宗像ストレーンベースボールクラブ 宗像バスケットボール教室	責任主体	宗像ストレーンベースボールクラブ 宗像バスケットボール教室
活動場所	玄海中学校グラウンド 日の里中学校体育館	活動種目	野球、バスケットボール
指導者	クラブの指導者 大学バスケットボール部所属の学生など	会費等	野球 5,000円/月 バスケットボール 徴収なし
移手段	自転車、保護者の送迎など	保険	各自加入

特徴的な取組

オーダーメイドでの受け皿クラブの立ち上げ

- 本実践研究を通じて、中学校運動部活動改革のロードマップ(スケジュール)・基本方針、競技種目別の必要な受け皿クラブ数、受け皿クラブ立ち上げスケジュール、市担当部署の役割を決定することができた。また、中学校部活動の実態調査をもとに、必要となる受け皿クラブ数を最大で30クラブと算出。
- 地域クラブの立ち上げ支援として、コーチ陣への謝金補助、クラブ立ち上げ時に必要な消耗品等の補助、中学校の施設開放を行うことによる土日の活動場所の確保等を行っている。また、さらなる支援策として、コーチ資格等助成、中体連に代わる独自大会の開催補助を予定している。



今後の方向性

<ロードマップ>

宗像市・宗像市教育委員会 部活動改革スケジュール(案)

	2022年度(R4)	2023年度(R5)	2024年度(R6)	2025年度(R7)	R8
宗像市(文化スポーツ課)	令和7年度までに競技種目毎に必要な受け皿クラブを計画的に創設し、円滑運営をサポートする付帯事業を準備	軟式野球、バスケットボール	その他の競技種目 団体競技(サッカー、バレーボール、ソフトボール) 個人競技(卓球、陸上、ソフトテニス、剣道、柔道)	休日の部活動の地域クラブ化を促進	休日の運動部活動を完全に地域移行
宗像市教育委員会(教育政策課)	平日の運動部活動の支援 (G A等から指導者を派遣し、体験、コンディショニング、フィジカルなどの基礎トレーニング(S&Cトレーニング)を実施)	モデル事業	平日の中学校運動部活動での基礎トレーニングを本格導入(受け皿となる地域クラブの活動も補充)	平日の運動部活動は現状どおり継続し、令和7年度までの休日部活動を見直し	
	平日の運動部活動は現状どおり継続し、令和7年度までの休日部活動を見直し	休日部活動の地域移行 準備期間(教員現行)	土日の部活動は段階的に削減する	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来どおり、部活動実施日は運動部活動の顧問に指導を依頼(休日は特別勤務手当あり) ● 外部指導者も活用(平日・休日ともに想定あり) ● R8を見据え、教員任せによる地域クラブ立ち上げも可能 	

令和4年度における文化庁活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について①（令和5年9月）

3. 実践研究の概要

地域部活動推進事業

〈運営形態別のイメージ〉

類型例		運営形態	参考例
区分	運営例		
市区町村運営型	(ア) 地域団体・人材活用型	市区町村（教委等）が、地域の団体（地域の楽団等の文化芸術団体）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	No.1 秋田県大館市 No.9 新潟県胎内市 No.20 兵庫県加古川市 No.28 長崎県雲仙市
	(イ) 任意団体等設立型	市区町村（教委等）が任意団体（一般社団法人や協議会等含む）等を創設し、任意団体が運営する形として実施	No.7 東京都渋谷区 No.23 岡山県赤磐市 No.32 鹿児島県与論町
	(ウ) 地域文化芸術団体等運営型	地域の文化芸術団体等が運営する形で実施	No.10 富山県小矢部市 No.13 福井県敦賀市 No.16 静岡県掛川市 No.25 徳島県徳島市
文化芸術・スポーツ団体等運営型	(エ) 地域スポーツ団体等運営型	体育・スポーツ団体等が地域文化クラブを運営する形として実施	No.3 栃木県佐野市 No.5 埼玉県白岡市 No.21 奈良県生駒市 (市教委と連携)
	(オ) 施設運営・管理者運営型	民間の文化・スポーツ施設運営・管理者（会社）が運営する形として実施	No.22 鳥根県雲南市
その他	(カ) その他の類型	学校と関係する団体（保護者会等）や地域学校協働本部が運営する形として実施	No.6 千葉県東隅郡大多喜町 No.11 富山県朝日町 No.17 静岡県浜松市 No.18 愛知県豊田市

〈見えてきた課題〉

(A) 指導者の確保・質の確保	<ul style="list-style-type: none"> 専門性を有する指導者、吹奏楽のパート毎の指導者の継続的な確保 受け皿団体の確保 顧問と地域指導者の連携や指導方針の共通認識 				
(B) 活動場所	<table border="1"> <tr> <td>学校以外</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生徒、楽器の移動の方法（保護者による送迎、バス借り上げ） 施設使用料の発生 </td> </tr> <tr> <td>学校利用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 校舎、会場の解施設のための、顧問対応の発生 学校施設の利用、管理方法の明確化 </td> </tr> </table>	学校以外	<ul style="list-style-type: none"> 生徒、楽器の移動の方法（保護者による送迎、バス借り上げ） 施設使用料の発生 	学校利用	<ul style="list-style-type: none"> 校舎、会場の解施設のための、顧問対応の発生 学校施設の利用、管理方法の明確化
学校以外	<ul style="list-style-type: none"> 生徒、楽器の移動の方法（保護者による送迎、バス借り上げ） 施設使用料の発生 				
学校利用	<ul style="list-style-type: none"> 校舎、会場の解施設のための、顧問対応の発生 学校施設の利用、管理方法の明確化 				
(C) 受益者負担財源確保	<ul style="list-style-type: none"> 保護者負担の適正な金額の設定、保護者の理解 指導者等に対する適正な謝金単価の設定 運営経費、指導者謝金、施設使用料の財源確保 				

取組事例紹介（地域部活動推進事業）

No.1 秋田県大館市 P14

吹奏楽

活動場所：各中学校
参加者：市内9中学校 159名
指導者：地域の指導者吹奏楽指導経験者、演奏家 4名

活動日：土曜日または日曜日
活動回数：講師派遣型 各校2回
地域合同型 4回

- 〈指導者の量・質の確保〉
- 市内9中学校で4人の専門講師（全体合奏・管楽器・木管楽器・打楽器の指導者）を共有し、市内で同じ指導を受けられる体制づくり。
 - 市吹奏楽連盟からの指導者の推薦・紹介。
 - 中学校での指導経験のない地域の見守り指導者が、運営に関わりながら専門講師の指導方法を学ぶなど、将来的な地域指導者を育成する。
 - 部活動指導員から、中学生への接し方、セクハラ防止等について日頃気をつけていることを話す機会を設けた。

- 〈施設・鍵の管理〉
- 顧問による鍵の解錠による管理。（顧問、副顧問2名体制での待機・対応から、1名が他業務を行いながらの待機となった。）

- 〈普及・啓発〉
- 関係団体の会議等へ参加、地域移行に向けた説明を行うことにより、**学校や顧問、関係団体の意識改革**。

(ア) (運営主体) 市教育委員会 (A)



- 〈費用負担〉
- 参加生徒 500～1,000円/回
 - ⇒ 専門講師の謝金が発生したことにより、時間内で集中した取組の実施となった。

No.9 新潟県胎内市 P22

吹奏楽

活動場所：中条中学校、黒川中学校音楽室
参加者：中条中 30名、黒川中 8名
指導者：地域指導者 1名、リモートによる県外指導者 2名

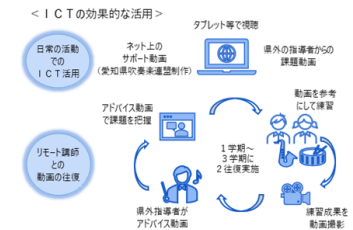
活動日：平日週4日、休日週1日
活動回数：週1回（3時間）

- 〈教員の負担軽減〉
- 指導経験の豊富な顧問と経験の少ない顧問のいる吹奏楽部を連携し、外部指導者や外部指導資源の活用による部活動指導に係る教員の負担軽減。

- 〈指導者の量・質の確保〉
- 地域の外部指導者がコーディネーターとなり、県内外の指導者を有機的に結び付け、生徒のニーズに合った質の高い指導を展開。
 - 地域の外部指導者、インターネット上のサポート動画（愛知県吹奏楽連盟制作）、県外（埼玉及び千葉）の指導者からのリモート指導（動画のやりとりによる指導）を組み合わせ、顧問の負担軽減及び地域移行に向けた外部人材との連携体制を構築。

- 〈関係団体との連携、世代間交流〉
- 文化活動に積極的な地域の公益的な団体と連携し、自衛隊音楽隊のコンサートへの参加や、チャリティ募金による寄付を財源に、市内小中学生を対象として吹奏楽講習会を実施。

(ア) (運営主体) 市教育委員会 (A)



- 〈費用負担・財源確保〉
- 生徒会費等からの部活動予算（中条中）7,000円、（黒川中）5,000円
 - 公益的な地域団体からの寄付金
 - ⇒ 合同練習のため、市バスや借上げバス、楽器運搬用トラックを利用

令和4年度における文化庁活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について②（令和5年9月）

No.20 兵庫県加古川市 P33 吹奏楽

活動場所：別府中学校音楽室 活動日：休日
参加者：別府中学校 22名 活動回数：週1回（3時間）
指導者：地域の吹奏楽経験者 1名

・加古川市立別府中学校（R4）の実践研究を基に、淡路市立北淡中学校（R3拠点校）とも連携し、

(ア) (運営主体) 県・市教育委員会 (B)

①教員の働き方改革
②地域指導者の確保
③活動場所の確保
④教員（顧問）以外による大会等への引率
⑤教員（顧問）と地域指導者等の連携
⑥地域指導者等への研修の実施
⑦費用負担のあり方 等について検証した。

・加古川市立別府中学校（R4）の実践研究を基に、淡路市立北淡中学校（R3拠点校）とも連携し、

①教員の働き方改革
②地域指導者の確保
③活動場所の確保
④教員（顧問）以外による大会等への引率
⑤教員（顧問）と地域指導者等の連携
⑥地域指導者等への研修の実施
⑦費用負担のあり方 等について検証した。

・加古川市立別府中学校（R4）の実践研究を基に、淡路市立北淡中学校（R3拠点校）とも連携し、

①教員の働き方改革
②地域指導者の確保
③活動場所の確保
④教員（顧問）以外による大会等への引率
⑤教員（顧問）と地域指導者等の連携
⑥地域指導者等への研修の実施
⑦費用負担のあり方 等について検証した。

・加古川市立別府中学校（R4）の実践研究を基に、淡路市立北淡中学校（R3拠点校）とも連携し、

①教員の働き方改革
②地域指導者の確保
③活動場所の確保
④教員（顧問）以外による大会等への引率
⑤教員（顧問）と地域指導者等の連携
⑥地域指導者等への研修の実施
⑦費用負担のあり方 等について検証した。

No.13 福井県敦賀市 P26 吹奏楽（合同部活動）

活動場所：市内4中学校 活動日：土曜日
参加者：63名 活動回数：月2回
（気比中6名、角鹿中23名、松陵中17名、栗野中17名）
指導者：主に県内の楽器指導者（7～8名）

（ウ） (運営主体) 市民ジュニア吹奏楽団 (C)

・社会人吹奏楽団の協力・連携、楽譜や楽器を共有。
・学校施設の開放により、学校の音楽室や教室を活用。⇒会場準備等のため、顧問・副顧問が交代で担当しており、教員が学校に来なくてもいい仕組みづくり、もしくは手当の支給を検討する。

・地域クラブ活動を行う日は、原則、学校部活動を行わない。
・アプリ活用により、生徒の欠席連絡等、保護者との円滑な連絡体制を構築。

・合同部活動のため、各学校を経由する借上げバスを運行し、保護者の送迎負担を軽減。

入団費 1,000円/年（保険料として）
活動費 2,000円/月（バス借上げ代として）

○地域クラブ活動に参加した生徒の9.0%が、満足していると回答
【図1】
・外部指導者から専門性の高い技術指導
・他校の吹奏楽部員と一緒に練習すること
○地域クラブ活動によって、他校生徒との交流が深まり、専門的な指導を受けられるよさを学校部活動顧問が実感
【図2】地域部活動のよいところ（顧問・副顧問）
他校の生徒と交流を深められる
学校単独では依頼できない楽器別の指導者から指導を受けることができる
楽器の演奏についてわからないことを質問できる

No.32 鹿児島県与論町 P45 吹奏楽

活動場所：与論中学校吹奏楽部教室 指導者：音楽教室指導者 1名
参加者：与論中学校 17名 兼職許可を受けた教員 2名
活動日：主に土曜日 3時間（年間37回） 地域の音楽経験者 5名

（イ） (運営主体) 地域部活動推進協議会 (A)

9つのうち6つの部活動の指導者がその経験がなく、専門的な指導ができていない状況にあることから、令和2年度末に、中学校、町教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等によって組織した「与論町地域部活動推進協議会」を立ち上げ、地域移行を推進している。

・SNSによる広報やオンライン説明会を実施。町民の間でも吹奏楽を地域で支えようという意識が高まり、これまで外部指導者であった1名に加え、地域指導者5名を追加で任用することができた。
・地域指導者6名は、平日は部活動指導員、休日は地域指導者として、継続的な指導を実施している。

・顧問教諭と地域指導者が協議する機会を年に複数回設けることにより、指導方針の共通理解を進めた。

・SNSによる広報やオンライン説明会を実施。町民の間でも吹奏楽を地域で支えようという意識が高まり、これまで外部指導者であった1名に加え、地域指導者5名を追加で任用することができた。
・地域指導者6名は、平日は部活動指導員、休日は地域指導者として、継続的な指導を実施している。

・顧問教諭と地域指導者が協議する機会を年に複数回設けることにより、指導方針の共通理解を進めた。

No.17 静岡県浜松市 P30 吹奏楽

活動場所：可美中学校音楽室 指導者：NPO浜松生涯音楽協議会 1名
参加者：20名 活動回数：月2～3回（22回）

（力） (運営主体) 吹奏楽部保護者会 (A)・(B)

・NPO浜松生涯音楽協議会が指導者の養成・質の確保のための認定研修を行っている。同法人より指導者を派遣したため、技術指導も含め、生徒に対して適切な指導を進めることができた。

・校長の許可を経て、生徒が所属する中学校校舎を使用した。活動場所が学校施設であったため、入会の鍵を借り、学校施設内に入った。

・小学校器楽部において、今後縮小・廃止の決まっているため、金管楽器の体験会を実施した。

・活動内容や事務連絡のほとんどが指導者に委ねられたため、指導者の負担が大きくなった。
・技術指導に関し、部活動と地域クラブ活動の指導者の指導方針に差異が生じたため、生徒に困惑を与えてしまう場面があった。

運営主体：可美中学校吹奏楽部保護者会
指導者：NPO認定指導員
活動場所：可美中学校 可美公園総合センター 等

韮崎市「ウェルネスの実現」まちづくり計画

※「ウェルネスの実現」とは、市民が健康と生きがいを見つけ人生の質を高める生き方

<目標分野> ※該当するものに全て印

- ① スポーツを活用した経済・社会の活性化
- ② スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防
- ③ 自然と体を動かしてしまふ「楽しいまち」への転換

<目標内容>

韮崎市スポーツコミッションのインナー（域内）施策及びアウトター（域外）施策の一元的な取り組みによる「ウェルネスの実現」
 インナー施策 ⇨ 地域スポーツ振興組織の再生、地域部活動制度の統轄、パラスポーツの振興
 アウター施策 ⇨ トレイルランニングの聖地化、冬季アウトドアスポーツイベントの開催、スポーツイベントの一元的管理運営
 ※ 令和7年度を目途とする韮崎市スポーツコミッションの独立民営化

<PRポイント>

○韮崎市のスポーツ振興施策を全て「韮崎市スポーツコミッション」へ！

- ・地域部活動制度の統轄 ⇨ 令和5年度から始まる地域部活動制度を韮崎市スポーツコミッションで統轄
- ・トレイルランニングの聖地化 ⇨ 韮崎にしかない、韮崎に行けばスグできるトレイルランニングエリアの充実と聖地化
- ・スポーツイベントの一元的管理運営 ⇨ 縦割的スポーツイベントを打破し、韮崎市スポーツコミッションに一元化戦略的スポーツイベントの実施へ

<概要> 計画期間：～令和8年3月31日

<現状・課題>

- ・少子高齢化に基づく人口減少社会により、今後の地域スポーツ振興体制の維持が困難
- ・令和5年度からの地域部活動制度の導入への対応、統括組織の整備が急務
- ・気軽にトレイルランニングを実施できる環境の不足
- ・縦割的運営による計画的、戦略的ではないスポーツイベントの実施



<総合的な取組内容>



韮崎市スポーツコミッション

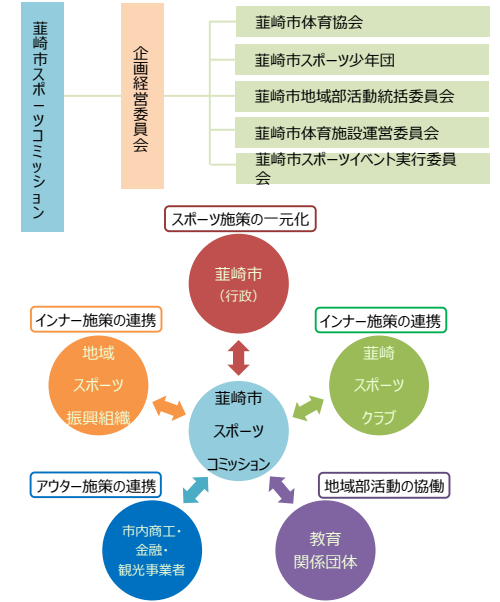
持続可能な体制へ

- ◆インナー事業
地域スポーツ振興組織の改革
地域部活動制度の統轄
パラスポーツの振興
- ◆アウトター事業
トレイルランニングの聖地化
冬季アウトドアスポーツイベントの開催
スポーツイベントの一元的管理運営
スポーツ拠点の整備

韮崎市の至高目標

ウェルネスの実現

<継続的な取組を確保できる体制（図）>



各種基礎データ

- スポーツ部局の所属先： 韮崎市教育委員会 教育課
- 地方スポーツ推進計画： 第2期韮崎市スポーツ推進計画（平成27年策定）
- 地方版総合戦略： 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン（令和2年策定）
- 地域スポーツコミッション： 韮崎市スポーツコミッション（令和4年3月19日設立）
- その他： 韮崎スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）（平成13年12月設立）

【問合せ先・電話番号】

韮崎市教育委員会 教育課スポーツ振興担当
 （韮崎市スポーツコミッション 事務局）

☎ 0551-22-0498

【フォローアップ欄】 令和5年度以降における計画の進捗状況

スポーツでつくる！育てる！磐田の未来創造プロジェクト ～スポーツのまちを体感できるまちづくり～

< 目標分野 > ※該当するものに全て印

- ☑ ① スポーツを活用した経済・社会の活性化
- ☑ ② スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防
- ☑ ③ 自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換

< 目標内容 >

- ① **プロスポーツチーム等を核に、豊富なスポーツ資源を活用した、人と企業が集まるまちづくりを目指す。**
- ② **市民の誰もがスポーツの楽しさを享受できる環境を作り、市民のスポーツ実施率の向上を目指す。**
- ③ **部活動の段階的な地域移行に対応する受け皿を作るなど、子供たちに豊かなスポーツ体験を提供する。**

< P Rポイント >

トップレベルのスポーツを体感できるまち

プロスポーツチーム等の活動拠点、オリンピック輩出の地として、トップレベルのスポーツを身近なものとして体感できる取組を行う。

産官学の連携体制が充実

プロスポーツチームや大学等と行政が互いに顔の見える関係のもと連携している。

スポーツの場や機会の充実

卓球場や天然芝グラウンドなどの特徴的な施設に加え、公園などもスポーツの場として紹介するとともに、家事や育児など生活の中で体を動かすことをスポーツととらえ、広く啓発・普及を図っていく。

< 概要 > 計画期間：～ 令和7年3月31日

現状・課題 卓球のオリンピックなど数多くのトップアスリートを輩出しており、サッカーのジュビロ磐田、ラグビーの静岡ブルーレヴズなどプロスポーツチーム等の活動拠点でもある。市民がスポーツに親しむ環境が整う一方、スポーツのまちとしての魅力を発信することや、豊富なスポーツ資源を整理・活用することについては課題が残る。今後は、プロスポーツチーム等を中心としたスポーツ資源の活用を推進し、「人と企業が集まる活力あるまち」、「日常の中でスポーツの楽しさを体感できるまち」を目指していく。

< 継続的な取組を確保できる体制（図） >



総合的な取組内容

ジュビロ磐田 & 静岡ブルーレヴズとの連携事業



ジュビロ&レヴズ
一斉観戦



サッカー & ラグビー
体験教室



スポーツ×食育×地産地消
ジュビロ飯



レヴズと公園で
ラグビー体験

生活の中にスポーツを

「●●はスポーツだ！」



各種基礎データ

- **スポーツ部局の所属先** 自治市民部スポーツ振興課
- **地方スポーツ推進計画** 磐田市スポーツ推進計画 (平成28年4月1日策定)
- **地方版総合戦略** 磐田市まち・ひと・しごと創生推進計画
- **地域スポーツコミッション** なし
- **その他** なし

【フォローアップ欄】 令和5年度以降における計画の進捗状況

【問合せ先・電話番号】

磐田市スポーツ振興課 0538-37-4832



<目標分野> ※該当するものに全て印

- ① スポーツを活用した経済・社会の活性化
- ② スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防
- ③ 自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換

<目標内容>

「スケボー」コンテンツの活用により、若年層へ魅力を発信し、定住・定着を促進し、**誇りを持てるまち まつばら** を目指す！

- 【具体的目標】
1. スケートボードパークの年間利用者数⇒8,200人の増加
 2. 観光入込客数⇒令和6年度末までの3年間で4,100人の増加

<PRポイント>

◆ “オール松原”による推進体制の構築！

官民が一体となって「スケボーのまち」実現に向けた魅力コンテンツを創出！

◆ 「スケボーのまち まつばら」で知名度UP & シビックプライド 醸成！

松原市＝「スケボーのまち」となるようなブランディングで、**知名度UP & 地域住民が誇りを持てる**魅力的なまちに！



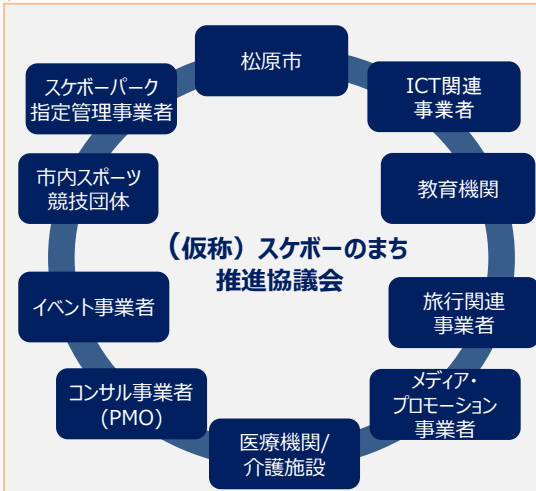
ふるさと納税もお持ちしております！↓



クラウドファンディングも実施中！↓



<継続的な取組を確保できる体制（図）>



<概要> 計画期間：～令和7年3月31日

<現状・課題>

- ・本市のターゲット世代である**20～30代の転出超過**
- ・**若年層へ求心力のあるコンテンツ**が不足

<総合的な取組内容> 「スケボー」で、地域への愛着UP & 雇用の受け皿創出 ⇒ 市への転入・定着促進 **“選ばれるまち”へ！**

1. 施設整備

● スポーツパークまつばら（H27オープン）

- ☞ R4.4全天候型の新エリア拡充！
- ☞ ジュニアスクールも充実！



詳しくはこちら↓



● スケートボードパークまつばら

- ⇒ R4年度中整備予定！
- ☞ 「スケボーのまち まつばら」実現に向けた中核的施設
- ☞ PPP/PFIも含めた運営コスト低減方を検討

2. 地域内向け

● トップボーダー育成プロジェクト

- ☞ トップ選手の経験を地域に還元！
- ☞ 次世代のトップボーダーを育成・輩出する！



● 「スケボー」を地域クラブ活動へ！

- ☞ 地域クラブ活動として展開されることを想定したプログラム開発

3. 地域外向け

● 産業振興プロジェクト

- ☞ スケートボーダーのニーズを踏まえた新規事業の創出！



● 賑わい・関係人口創出プロジェクト

- ☞ スケボー×音楽/ファッション/アート/グルメの複合イベントを開催



● 松原市ブランディングプロジェクト！

- & ☞ 「スケボーのまちまつばら」を全国にPR！

「スケボーのまち まつばら」に住んでよかった！シビックプライドの醸成

各種基礎データ

- スポーツ部局の所属先：市民協働部 いきがい学習課
- 地方スポーツ推進計画：なし
- 地方版総合戦略：第2期松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域スポーツコミッション：（仮称）スケボーのまち推進協議会（R5.1月設立予定）

【フォローアップ欄】 令和5年度以降における計画の進捗状況

【問合せ先・電話番号】 TEL:072-334-1550

大阪府松原市市長公室企画政策課

女子サッカーのまち～「する」「みる」「ささえる」で「健幸」になる～

みやきなでしこクラブ



<目標内容>

女子サッカー（みやきなでしこクラブ）を軸として、スポーツで地域の賑わいを創出する！

【具体的な目標】

★年間転入者数（899人→1,080人）★スポーツイベント年間参加者数（719人→1000人）

★スポーツ交流拠点の年間利用者数（170,179人→240,000人）★健康寿命の引き上げ（男女ともに、84.45歳→84.65歳）

<目標分野> ※該当するものに全て印

- ① スポーツを活用した経済・社会の活性化
- ② スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防
- ③ 自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換

<PRポイント> 全国自治体初!!「女子サッカー推進室」を設置!!～「女子サッカーのまち宣言」～

【トップアスリートの協力】・・・スポーツ政策ディレクターに元なでしこジャパンGK海堀あゆみ氏就任！魅力あるスポーツサービスの提供を行う

【持続可能なシステム】・・・引退した選手のセカンドキャリアを本町を舞台とし、町に定着することで、アスリートの経験を地域に還元！！

<概要> 計画期間：～令和7年3月31日

<現状・課題>

- ◆ 将来的な人口減が見込まれ、魅力ある町となるため、これまで以上に定住人口・交流人口を拡大する方策が必要
- ◆ 県内中学校に女子サッカー部がない/少子化によるスポーツクラブの減少で、子どもたちがサッカーを続ける環境が少ない

詳しくはこちら↓



女子サッカーを軸としたスポーツでまちづくり →地域がにぎわい、誰もが健康・幸せ・活躍できる持続可能なまちへ！

みやき
なでしこクラブ



Since2020

交流人口UP！

・多目的人工芝グラウンド建設（検討中）
→全国大会規模の大会を誘致し地域活性化！

子どもの競技力
人間性UP！

・U12～18 人材育成プログラム
・語学研修、日本文化習得など
人間性を育み、世界も視野に！

地域スポーツ
普及UP！

・～小学校向け：体づくりプログラム
・中～高校向け：部活動の受け皿に！

地域住民
健康UP！

・地域資源を活かしたイベントの開催
・セルフメディケーションの定着
→する、みる、地域でささえる、場づくり



子ども向けスポーツ適正診断



田んぼでどろんこサッカー

2023
TOPチーム創設

現役中の働き口を支援
・生活が安定し、地域で活躍！

引退後の
セカンドキャリアを確保
・みやき町で
勤務し、経験を後進に！



活動下支え！



※ クラブのサポートは地域おこし協力隊、活動資金はふるさと納税活用

アスリートのまちへの定着！

<継続的な取組を確保できる体制（図）>



各種基礎データ




- スポーツ部局の所属先：女子サッカー推進室
- 地方版総合戦略：第2期総合戦略
- 地域スポーツコミッション：一般社団法人みやきスポーツコミッション（設立：2020年4月7日）

【問合せ先・電話番号】 0942-89-1655
佐賀県みやき町総務部女子サッカー推進室

【フォローアップ欄】 令和5年度以降における計画の進捗状況

つの職育プロジェクト ～スポーツ選手による町の課題解決～

<目標分野> ※該当するものに全て印

-  スポーツを活用した経済・社会の活性化
-  スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防
-  自然と体を動かしてしまふ「楽しいまち」への転換

<目標内容>

「スポーツ」「生活」「教育」「仕事」を通して、少年期から青年期までの若者を地域企業・農家・行政など、**地域ぐるみで育てる取り組み（職育）**を行う。

<PRポイント>

【サッカーチームによる町の課題解決】
地域おこし協力隊制度を活用して、現役サッカー選手が地域課題解決に躍動！！
【アカデミー教育をまち全体でサポート】
寮生活と地域での仕事を通して、「よき社会人」の育成に寄与！！



<概要> 計画期間：令和元年8月7日～令和7年3月（中間目標）

<現状・課題>

- 町内唯一の高校が廃校となり、ますます若者が流出。
- 農業・漁業・商工業などの産業分野の担い手が不足。

<総合的な取組内容>



<継続的な取組を確保できる体制（図）>



各種基礎データ

- スポーツ部局の所属先：都農町 教育委員会 社会教育課 保健体育係
- 地方スポーツ推進計画：なし
- 地方版総合戦略：第2期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域スポーツコミッション：ツノスポーツコミッション
- 協カスポーツチーム：ヴェロスクロノス都農（株式会社J.FC宮崎所属）

【問合せ先・電話番号】

宮崎県都農町まちづくり課まちづくり係
0983-25-5711

【フォローアップ欄】 令和5年度以降における計画の進捗状況

<p>事業名</p>	<p>『“新しい地域スポーツ”の価値創造基盤の構築』 ～福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム事業の推進、継続と城南区6中学校部活動の地域移行トライアルの一体的取り組み～</p>
<p>事業概要</p>	<p>①持続可能な地域スポーツ環境の整備と事業の継続・自走化 R4年度に設立されたコンソーシアム事業の継続拡大と自走化へ向けた取り組みの推進、一般社団法人FUスポーツコミュニティの学内設置(R5年6月完了予定)</p> <p>②福岡市のスポーツ参画人口拡大と小学生体力向上への取り組み キッズから中高年代まで幅広い年齢層の市民を対象に、スポーツ参画機会と場を提供する。福岡市内小学生の体力向上策の支援 障がいの有無に関わらずスポーツに誰もが「ともに、つながり、アクセスできる環境づくり」を推進する</p> <p>③運動部活動の地域移行へのトライアル事業とアンケート実態調査 福岡大学周辺の城南区6中学校部活動への支援策、FUスポまちコンソーシアム内に城南区中学部活トライアル連絡協議会を設置 指導者養成・派遣型のマッチングシステム構築と大学スポーツ資源(施設・指導者・学生)を活用した集合型(合同練習)トライアル事業の展開</p>

■対象地域の課題

- ・福岡市の人口増加数、増加率は全国トップ(20政令市中)
約162万人となった人口は近年増加傾向が続き、若者人口も多い、スポーツへの関心高い
- ・スポーツインフラ施設の慢性的不足
人口の急激な増加に対し、市・行政のスポーツ施設だけでは対応不可
スポーツをする機会、場の創出が急務、多様な団体との連携不足
- ・スポーツに関わる人材、指導者の育成と派遣システム構築
スポーツ指導者の量的不足と質を確保するマッチングシステムが不足
- ・小学生の体力低下問題や教員への研修事業
市内150校の公立小学校教員への体力向上プログラム研修機会の不足
- ・中学校部活動の地域移行問題への着手・始動
部活動指導員、支援員の予算は確保しても、人材(指導者)不足の課題解決が急務

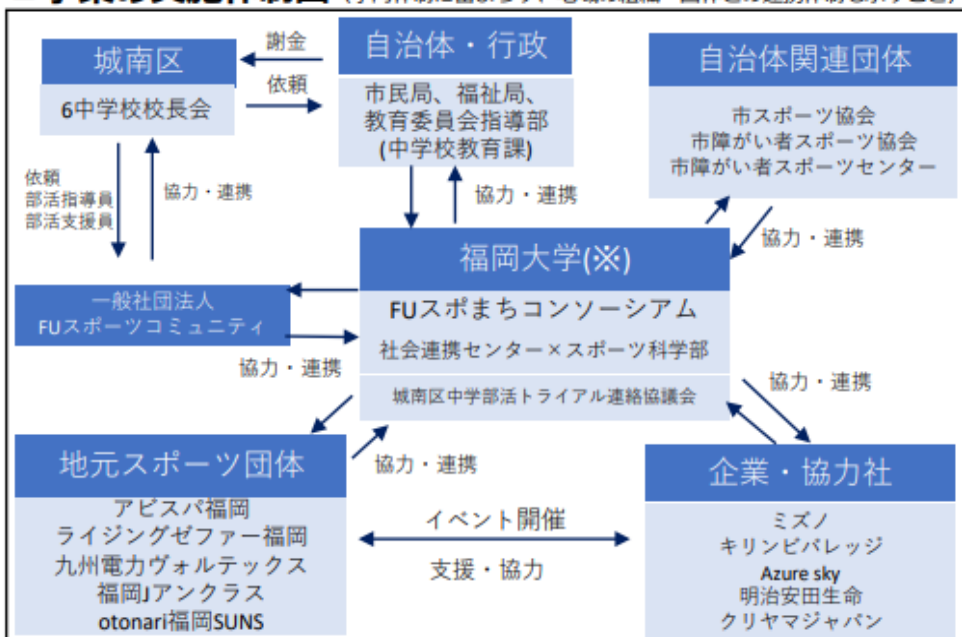
■活用する大学スポーツ資源

- ・福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム組織(参画18団体)
(略称：FUスポまちコンソーシアム) 城南区中学部活トライアル連絡協議会を新設
大学が中心となり、行政、企業、地域スポーツ団体が一体となった共同体設立
- ・スポーツ科学部に所属する教員30名、助手・助教30名・学部生約1200名
高度なスポーツ指導歴や知見・研究者を有している
- ・学生会体育部に所属する44部、約2000人の運動部員
全国的にも上位に位置する高い競技レベルの学生アスリートが多い
- ・ワンキャンパス(ドーム球場45個分)に集約された最新鋭のスポーツ施設群
体育館、室内プール、各種専用グラウンドが隣接し、地下鉄などの利便性が高い
- ・福岡市を本拠地とするプロスポーツ、実業団チームとの連携、協力体制
本学卒業生が地元チームに入団するなど、日頃から交流がある
- ・小・中・高校の教員を目指す学生が多数在籍している
スポーツ科学部では体育教員養成コースがあり、指導者養成の拠点として実績が高い
- ・スポーツ指導者養成研修会のための会場・教室等が使用・確保できる

■期待される事業効果

- <大学スポーツ資源を活用した持続可能な地域スポーツ環境の一体的整備>
 - ・中学部活動の地域移行問題を契機として、地域全体としてのスポーツ環境の整備を一体化して推進していくことができる。
 - ・福岡市中心部からの交通アクセスが良く、利便性と豊かなスポーツ資源を有する福岡大学が新しい地域スポーツの拠点として機能することが期待できる
- <期待される効果>
 - ・中学部活への指導者派遣実績向上・教員の負担軽減・小学生の体力向上・スポーツ参画人口の拡大

■事業の実施体制図 (学内体制に留まらず、地域の組織・団体との連携体制も示すこと)



3. 令和5年度の取組

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備（予算事業の概要）

令和5年度予算額 28億円
 (前年度予算額 18億円)
 令和4年度第2次補正予算額 19億円



令和4年度補正予算 地域移行体制の構築に対する支援 19億円（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）

令和5年度当初からの円滑な実施を図るため、地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費に対して、早期に支援を行う。

- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの研修会開催等に係る経費
- ・運営団体・実施主体と学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターの研修会開催に係る経費
- ・経済的に困窮する世帯の参加費用負担の支援に係るシステム設置
- ・都道府県・市区町村の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等に係る経費
- ・部活動の地域移行に係る説明会開催に係る経費
- ・実技指導等を行う指導者研修会開催に係る経費
- ・広域的な人材バンクの設置に係る経費
- ・改修等の体制構築に係る経費



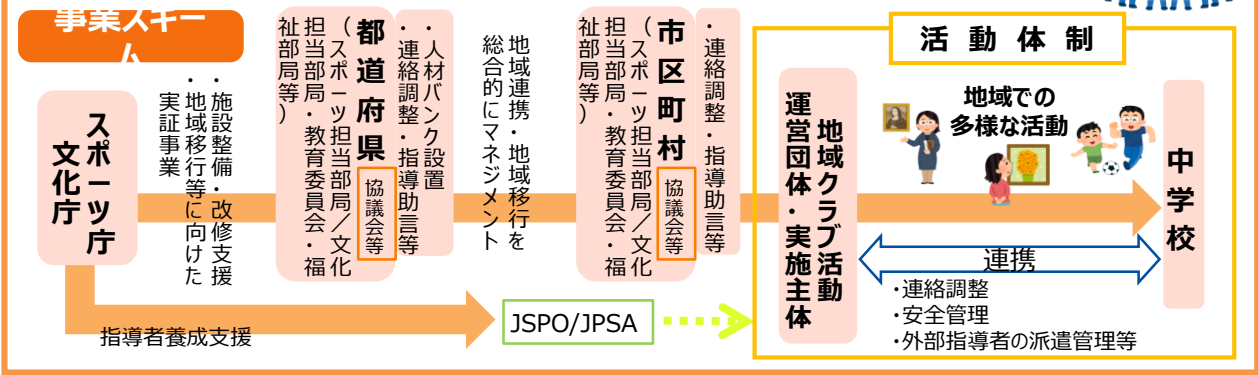
I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業 11億円 委託・新規

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業（取組例）

- 体制整備
- 関係団体・分野との連携強化
- 面的・広域的な取組
- 内容の充実
- 指導者の質の保障・量の確保
- 参加費用負担支援等
- 学校施設の活用等

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業



II. 中学校における部活動指導員の配置支援 14億円 補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。
 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)

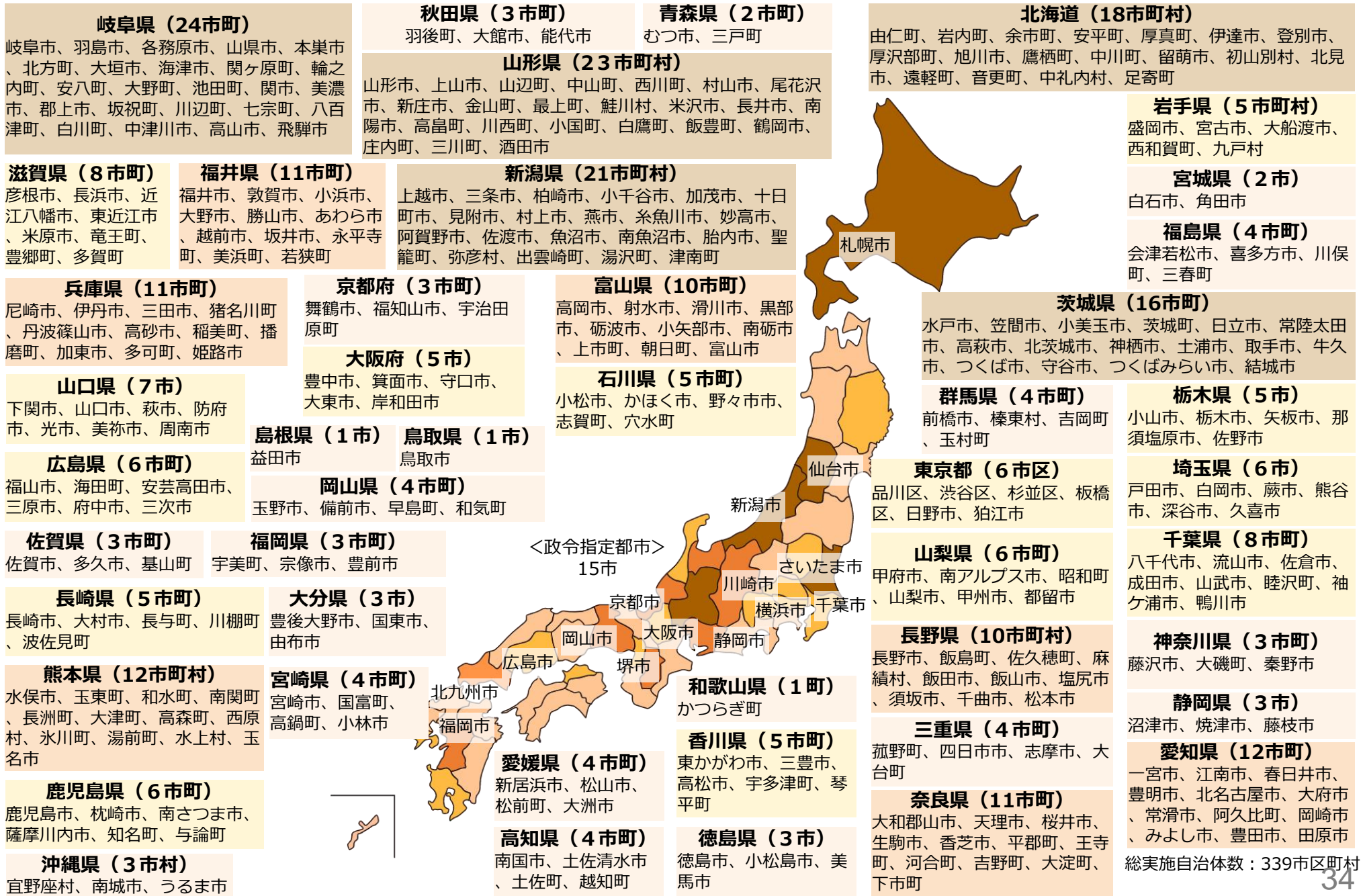


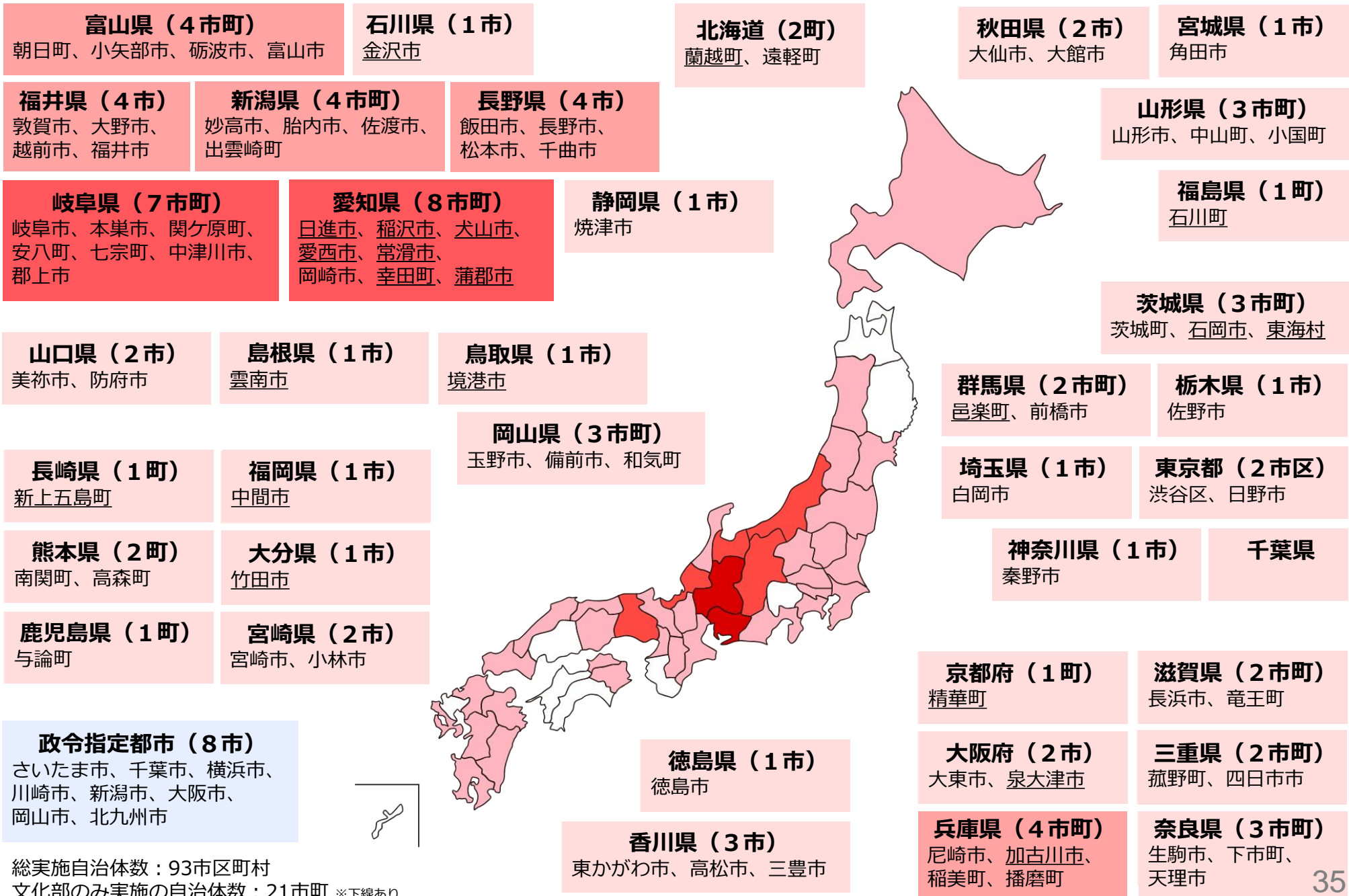
部活動指導員の配置を充実 12,552人
 (運動部：10,500人、文化部：2,052人)

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円 補助・拡充

これらの施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等）。【新規】
- ・指導者養成のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
- ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。





ガイドラインにおいて示されている都道府県・市区町村の役割等

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(2) 検討体制の整備

- ア 都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。
- イ 都道府県は、指導者の状況をはじめ当該都道府県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市区町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン



令和4年12月
スポーツ庁
文化庁



2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

- ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

- ア 都道府県及び市区町村は、前記2を踏まえ、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- イ 各都道府県においてそうした方針等を示した場合は、域内の各市区町村においても、それを参考として地域の実態に応じた方針等を示すことが考えられる。また、都道府県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市区町村における取組の進捗状況を把握し、市区町村等に対して必要な指導助言、支援を行う。

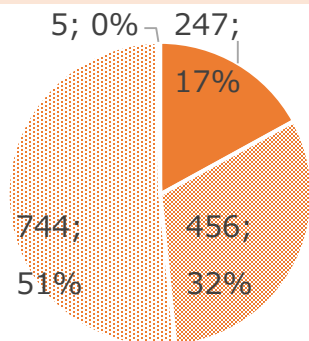
推進計画・協議会の整備状況

令和5年度中までに、5割に近い自治体が推進計画と協議会をともに整備することとしている。自治体の動き方としては、まずは協議会を設置することから始めることが多い。一方で、推進計画も協議会も整備していない・未定の自治体が3割程度あった。

① 推進計画

■ 策定している

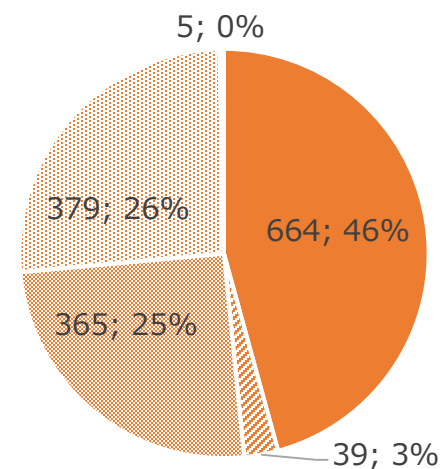
■ 策定予定（令和5年度中）



③ R5年度中までに

■ 推進計画・協議会をともに整備

▨ 推進計画は策定するが協議会は設置せず
 ■ 推進計画は策定しないが協議会は設置



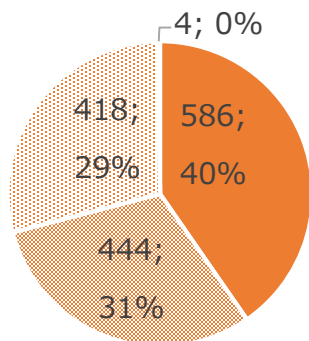
（策定していない理由）

検討段階にあるため/先んじて協議会で議論するため/地域移行事態に課題があるため/県の方針が出ていないため/見通しが立たないため/必要性がないため

② 協議会

■ 設置している

■ 設置予定（令和5年度中）



（設置していない理由）

今後検討予定/令和6年度設置予定/休日に実施していないため/議論が成熟していないため/県の方針を受けてから検討するため

推進計画の策定状況 協議会の設置状況\	策定状況			計
	策定している	策定予定（令和5年度中）	策定していない・未定	
設置済み（令和5年3月以前の設置を含む）	196	190	200	586
設置予定（令和5年度中）	37	241	165	443
設置していない・未定	14	25	379	418
総計	247	456	744	1447

部活動の地域移行に向けた実践研究等における都道府県の主な取組

1. 推進計画・方針等の策定

- ✓ 方向性や取組内容、スケジュール、目標等を提示
- ✓ 部活動の地域移行に関する手引書、手順書等を作成

2. 推進体制の構築

- ✓ 行政の関係部局、スポーツ協会、中体連、文化芸術団体、校長会、有識者等で構成する協議会等を設置
- ✓ 行政の関係部局が参加するプロジェクトチーム、連絡会議等の設置

3. 市区町村への支援

- ✓ 地域スポーツ・文化芸術活動の専門的知見や経験、人的ネットワークを有する研究者やスポーツ・文化芸術関係者等をアドバイザー等として市区町村に派遣
- ✓ 市区町村の説明会等に都道府県の担当者を派遣
- ✓ 市区町村の担当者を対象とした説明会、研修会、情報交換会等の開催
- ✓ 複数の自治体による広域連携のための調整の場を設定
- ✓ 市区町村の教育長、担当課長、担当者等が参加して協議する場を設定
- ✓ 兼職兼業の制度設計や運用等の管理

4. スポーツ・文化芸術団体との連携

- ✓ スポーツ協会、中体連、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等のスポーツ関係団体や、文化芸術団体、中文連、文化振興財団・文化協会、その他文化芸術活動に関わる各分野の関係団体への説明、意見交換、協力依頼

5. 企業との連携

- ✓ 応援企業の登録の仕組みの整備

6. 指導者の質の保障・量の確保

- ✓ スポーツ協会や競技団体、文化芸術団体等と連携した指導者研修会を実施
- ✓ 指導者研修のためのコンテンツを作成・提供
- ✓ 人材バンクの設置。登録者増加に向けたスポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、専門学校、企業等への働き掛け

7. 普及・啓発

- ✓ リーフレット、チラシ、動画の作成、ウェブサイトの開設
- ✓ セミナー、シンポジウム等の開催
- ✓ 市区町村長、市区町村教育委員会、校長会、PTAへの説明・周知

8. 調査・研究

- ✓ 生徒、保護者、教師等を対象としたアンケート調査
- ✓ 市区町村を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査
- ✓ 先進的な取組事例の収集・視察
- ✓ 都道府県内の実践研究の説明会、成果発表会の開催
- ✓ 実践研究の成果や課題等の分析・検証、課題の解決方策の検討、市区町村への共有



都道府県による特徴的な取組

新潟県

観点：推進計画・方針等の策定

✓地域移行のスケジュールを示す方針やロードマップを策定

- 新潟県における休日の部活動の段階的な地域移行の方針を策定し、以下の内容等を示した。
 - ・令和5年度から7年度までの3年間に、休日の部活動の段階的な地域移行が完了するよう取組を進めること
 - ・県教育委員会、県観光文化スポーツ部、県スポーツ協会、県中学校長会が連携し、市町村教育委員会、スポーツ関係団体等の取組を支援すること
 - ・令和7年度末までの地域移行の完了が困難な市町村は移行完了の終期を明確にした推進計画を策定して公表することが望ましいこと
 - ・地域移行完了後は、原則休日の部活動は行わないこと

◆ロードマップ

	改革推進期間			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施市町村割合	75%	90%	100%	100%
実施競技等割合	20%	50%	80%	100%
実施回数	1~2回/月	2~3回/月	3~4回/月	すべての休日

茨城県

観点：推進計画・方針等の策定

✓地域移行の方法や手順、地域クラブ活動の運営等について具体的に示したガイドラインを策定

- 地域クラブの設立に向けた環境整備、地域移行の制度設計の手順、適切な運営体制や指導体制の構築、適切に休養を確保するための活動時間の設定・管理等について示したガイドラインを策定。
- 運営団体に必要となる主な業務や指導者の確保方策、クラブ規約の構成やクラブ運営方針の項目の例、規約や運営方針の策定に当たっての留意点等も具体的に示し、市町村における地域移行の取組を支援。

※令和5年2月 茨城県地域クラブ活動ガイドライン【概要】

県の「学校運動施設及び様々な地域クラブ活動の在り方等に関する総合的ガイドライン」及び、教育委員会等の「学校の働き方改革を推進するための取組指針」に基づき、環境整備を段階的に実施することによって、多岐で展開可能なスポーツ・文化活動の振興を図る。生徒の健全な成長を促進する。

○地域の子どもたちを地域で育てることができ、体育系を社会福祉の切り目掛けとして、地域活性化の取組に活用することを目指す。

○地域クラブの活動は、地域活動の場の「社会福祉的」の一環として行うこととする。また、スポーツ審判法や文化活動推進法上の「スポーツ」「文化活動」として実施が行われる。

○当該クラブが所属する地域活動センターの整備を促進するとともに、権利原上主観等による活動過多を抑制する。

1 地域クラブの設立

令和5年度 令和6年度 令和7年度

1 地域クラブの設立に向けた環境整備

(1) 地域クラブへの参画促進
・学校運動施設・指導者の活用を促進し、実施していない施設、施設が劣化している施設等を活用し、環境整備を進める。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。

(2) 地域移行の進め方
・学校運動施設・指導者の活用を促進し、実施していない施設、施設が劣化している施設等を活用し、環境整備を進める。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。

(3) 地域移行の進め方
・学校運動施設・指導者の活用を促進し、実施していない施設、施設が劣化している施設等を活用し、環境整備を進める。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。

(4) 地域移行の進め方
・学校運動施設・指導者の活用を促進し、実施していない施設、施設が劣化している施設等を活用し、環境整備を進める。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。
・地域クラブの活動に必要となる施設・指導者の確保を図る。

2 地域移行の進め方の手順

(1) 協議会の設置、立派の設置
(2) 協議会の設置、立派の設置
(3) 協議会の設置、立派の設置
(4) 協議会の設置、立派の設置

(5) 協議会の設置、立派の設置
(6) 協議会の設置、立派の設置
(7) 協議会の設置、立派の設置
(8) 協議会の設置、立派の設置

(9) 協議会の設置、立派の設置
(10) 協議会の設置、立派の設置
(11) 協議会の設置、立派の設置
(12) 協議会の設置、立派の設置

【参考】クラブ規約・運営方針策定上の留意点

○おらいい

- ・地域クラブ活動を進めていくような人材を育成していくのか
- ・そのために、いつまでにどのような方策をとるのか

○クラブ名

- ・学校部活動と区別ができるようクラブの名称を工夫

○活動内容

- ・地域の実情やニーズ調査の結果を踏まえ、活動内容を決定
- ・地域の実情やニーズに応じて、可能な内容から実施
- ・単独地域で実施できない内容は、近隣市町村と連携するなどを検討

○活動回数、活動時間等の決定

- ・地域の実情やニーズに応じて、可能な範囲から実施
- ・回数は、最初は1~2か月に1回程度など可能な範囲から始め、段階的に増やすなどを検討

○費用負担の検討、財源の確保

- ・運営費用、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体の事務に係る費用 など
- ・生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の策定を検討

○活動の開始時期の決定

- ・実施可能な活動・地域から部分的に開始、徐々に活動や地域を拡大

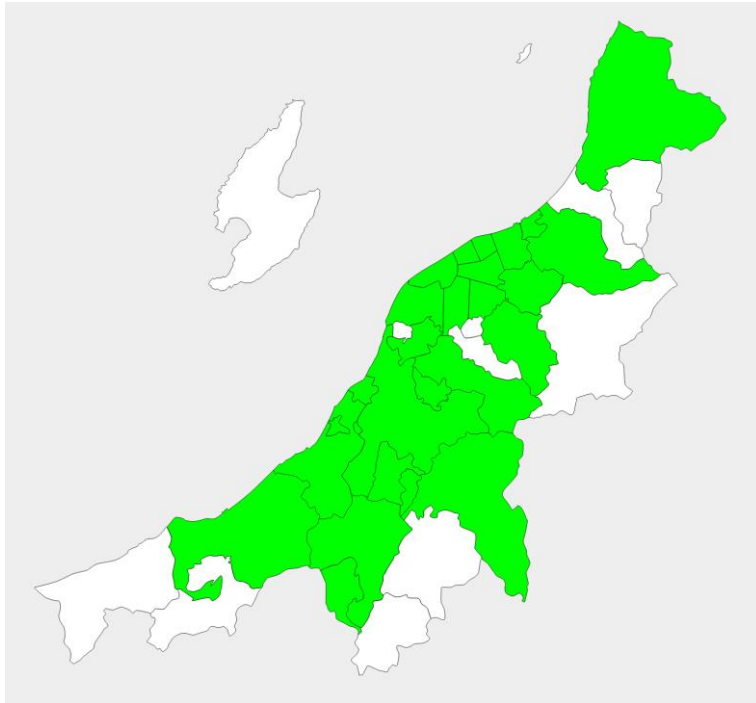
○実施要項の作成

- ・実施案内等に活用

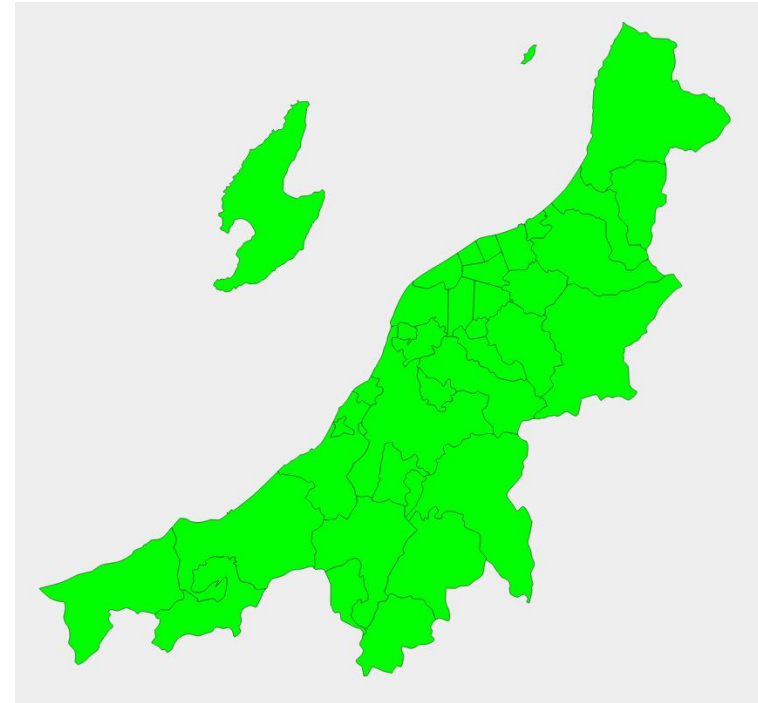
本県市町村の推進計画策定状況（令和5年8月末時点）

- ✓ 市町村は、令和7年度末までの地域移行完了に向けた「市町村の推進計画」を策定し、公表することが望ましい。

R5.8月末時点 18市町村（60%）



R6.3月末時点 30市町村（100%）

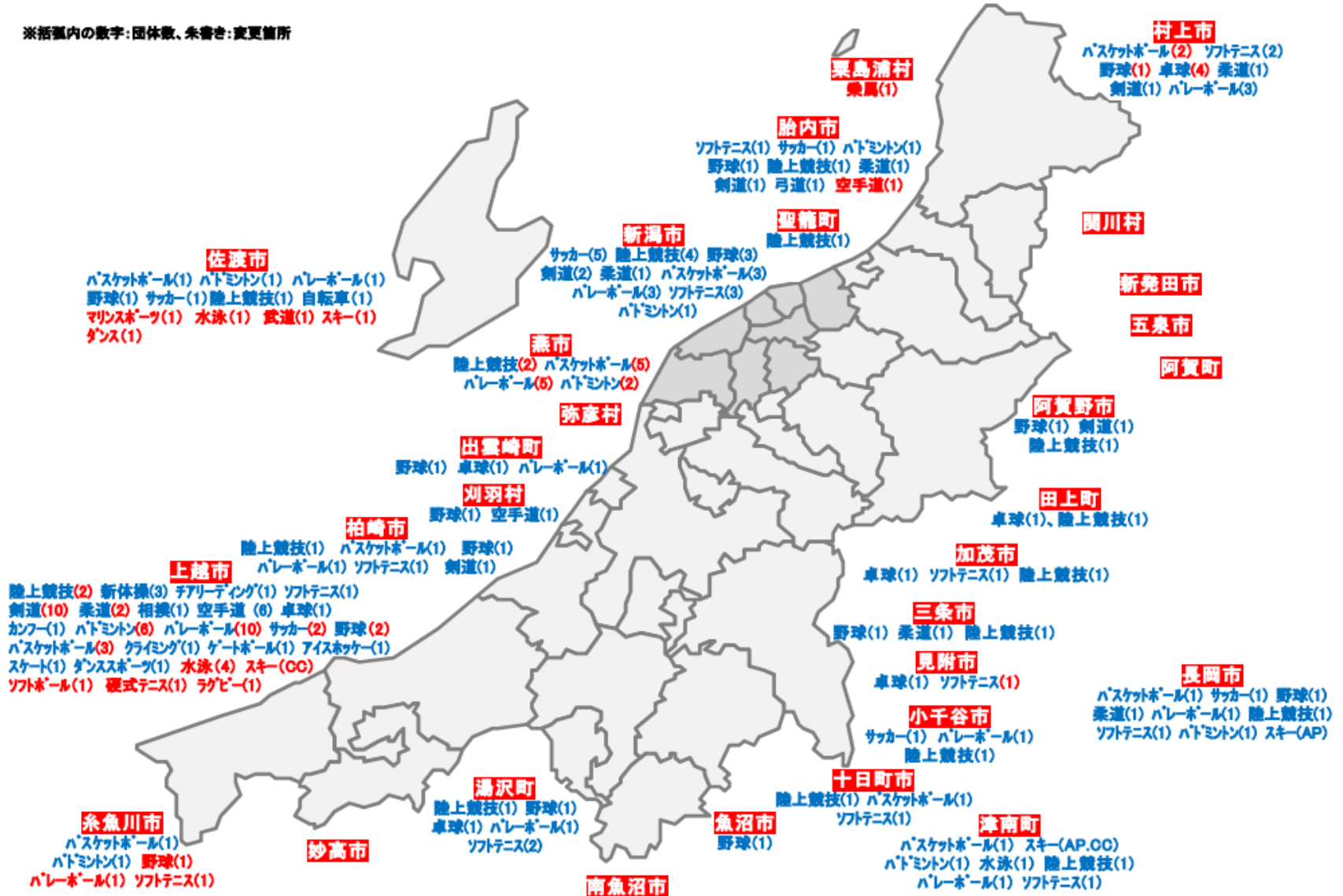


新潟県の進捗状況②

令和5年9月27日都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議
新潟県教育庁保健体育課説明資料より抜粋・一部改変

R5.8月末時点 23市町村 31競技 200クラブ (+62)
R5.3月末時点 18市町村 23競技 138クラブ

※括弧内の数字:団体数、赤字:変更箇所



主な取組例	市町村等
受益者負担を前提とした取組	長岡市、上越市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、佐渡市、聖籠町、津南町
近隣市町村との広域連携	①長岡市・見附市・小千谷市・出雲崎町 ②柏崎市・刈羽村
民間企業と連携した取組	長岡市：ヨネックスから指導者派遣
地元大学等と連携した取組 (学生指導者や指導者研修の講師派遣)	上越市、妙高市：上越教育大 三条市、田上町：新潟経営大 村上市：新潟医療福祉大
リーフレットやHP等を利用した周知	長岡市、上越市、新発田市、見附市、魚沼市、湯沢町
地域移行に関連したイベントの開催	上越市：地域クラブ紹介イベント

4. 情報発信、アドバイザー事務局

学校部活動の地域連携・地域移行に関する情報発信について

○ガイドライン解説動画 (室伏長官メッセージ)

室伏長官からの熱いメッセージと併せ、
ガイドラインの内容を端的に説明

- 目次：
- * 部活動改革の必要性
 - * 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」について
 - * I 学校部活動
 - * II 新たな地域クラブ活動
 - * 部活動改革に係る教師等の兼職兼業について
 - * III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備
 - * IV 大会等の在り方の見直し

(スポーツ庁Web広報マガジン DEPORTARE より)

運動部活動改革 ～「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定～

動画×スポーツ庁 スポーツ庁の政策 子供の体力向上 学校体育・運動部活動 国民のスポーツライフ

ツイート 



○ポータルサイトの作成

- * 学校部活動の地域連携・地域移行に係る情報を一元化
- * 部活動改革FAQや全国の取組紹介などを掲載
- * 今後順次コンテンツを充実する予定



学校部活動の地域連携・地域移行に関する情報発信について

○ポスター・チラシの作成

* 部活動改革についてより多くの方へ周知し、ご理解いただくことを目的として作成



令和5年度から、休日の部活動の地域連携・地域移行が始まります








これから、だんだんと、休日の部活動は学校単位ではなく、地域クラブ活動として地域で実施するようになります。これは、子どもたちのための大改革です。部活動のこれまでの「当たり前」から抜け出し、地域で行うクラブ活動として、新しい「当たり前」を創り出しましょう。

どうして部活動改革を進めるの？

全国で少子化が深刻化

- ✓ 1運動部あたりの人数の減少
特にチームスポーツなど部員数が足りない団体戦に出られない・練習試合ができない!
- ✓ 中学校における部活動設置数の減少
やりたい部活が学校にない!



中学校の女子生徒数、運動部あたりの人数、運動部設置数

（出典）中学校の女子生徒数：「学校基本調査」/運動部あたりの人数・運動部設置数：日本中学校体育連盟による調査

子供のスポーツ機会を守る

地域の子供は、学校を含めた地域で育てる

- ✓ 地域で多様な活動を楽しむ
- ✓ 有資格者・専門性のある指導者
- ✓ 学校を越えた仲間を獲得
- ✓ スポーツに限らない多様な体験
- ✓ 多様な世代との豊かな交流
- ✓ 引退後も継続したスポーツ機会

他にも…

- ✓ 専門的な指導を受けられない
- ✓ いろんなスポーツを体験してみたい
- ✓ 引退後、続けられる場所がない

部活動改革ポータルサイト ~学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて~

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/!list/1372413_00003.htm

室伏長寛からのメッセージや部活動に関するガイドライン、全国の事例、各種制度、FAQ、広報素材等を紹介しています。





部活動の地域連携って？

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するものです。



部活動の地域移行って？

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低価格な会費で実施します。



部活動と「地域クラブ活動」はどこが違うの？ ……………

学校部活動

- ・学校が主体となつて行われる部活動
- ・学校の中で実施
- ・複数校でまとまって一つの部活動を行う合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用すること（地域連携）を推奨

学校単位での部活動 例：○○中学校での部活動



地域クラブ活動

- ・地域が主体となつて行われる活動
- ・市民体育館、公民館、学校体育施設など、多様な場所で実施
- ・多世代・多様な活動

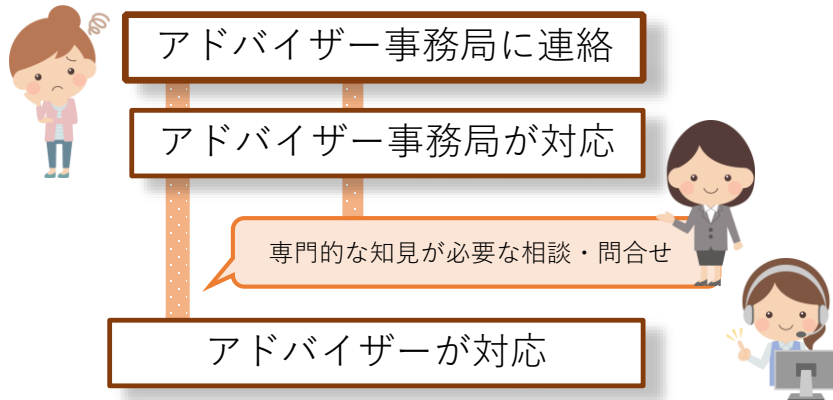
地域クラブ活動 例：○○市町村での地域クラブ活動



地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局について

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、自治体における取組を支援するため、「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置し、自治体からの相談・問合せに対応いたします。

利用フロー



※対応形式：オンライン会議、電話、現地訪問等

Q&A

01 アドバイザーに訪問を依頼する場合、費用は必要ですか？

助言・支援に係る費用はアドバイザー事務局が負担します。訪問に係る費用について、自治体の負担はありません。

02 自治体が主催する協議会や講習会で講演してもらうことはできますか？

学識経験者や学校関係者、スポーツ団体関係者など、幅広い知見を持ったアドバイザーによる講演対応も受付しています。

03 アドバイザー事務局は誰でも利用可能ですか？

本アドバイザー事務局は、都道府県・市区町村のご利用に限定させていただきます。

アドバイザー一覧

・石川 智雄 新潟県 長岡市教育委員会学校教育課 部活動地域移行室 総括副主幹
・金崎 良一 長崎県 長与町教育委員会 教育長
・小出 利一 NPO法人新町スポーツクラブ 理事長

・西 政仁 生駒市 生涯学習部 スポーツ振興課長
・友添 秀則 (公財) 日本学校体育研究連合会 会長
・渡邊 優子 NPO法人希楽々 理事長・ゼネラルマネージャー

問い合わせ先

○ホームページ <https://sports-club-advisor.jp/>
○電話 080-4954-1005 対応可能時間：10:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）
○メール lsc-ad@landbrains.co.jp



5. 令和6年度の概算要求

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

49億円
28億円)



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保
 - ✓ 優子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
 - ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 27億円 (11億円) 委託・拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

- (1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例
- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
 - 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
 - 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通
 - 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
 - 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
 - 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
 - 学校施設の利用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

- ★ 重点地域における政策課題への対応
- 地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。
- <主な政策課題>
- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
 - 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
 - スクールバスの活用や地域公共交通との連携
 - 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
 - トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
 - 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
 - 学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
 - 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用等

- (2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等
- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
 - 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
 - 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討等

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
※2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用
* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円 (14億円) 補助・拡充

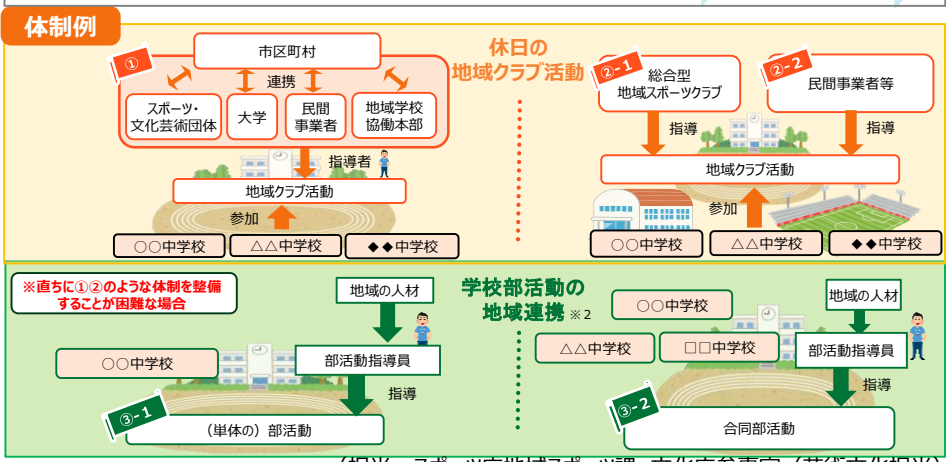
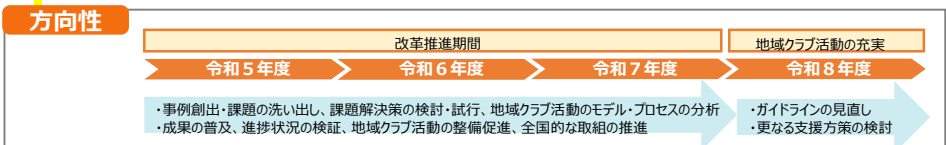
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

➡ 部活動指導員の配置を充実【16,500人(運動部: 13,000人、文化部: 3,500人)】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 4億円 (3億円) 補助・委託・拡充

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- 公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
- 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
- 多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。



6. 大会の参加資格等

【抜粋】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月） IV 大会等の在り方の見直し①

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行う。

例えば、既に日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しているところ、その参加資格の拡大を着実に実施する。

あわせて、都道府県中学校体育連盟（以下「都道府県中体連」という。）及びその域内の中学校体育連盟（以下「域内の中体連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、日本中体連は都道府県中体連に対し、都道府県中体連は域内の中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行う。

イ **都道府県及び市区町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対し**
て、

補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

【補足】

○大会の参加資格については、所属校のある都道府県（市区町村）と異なる都道府県（市区町村）にある地域スポーツ団体等からの大会参加資格が認められない場合もあるという課題（いわゆる「県またぎ禁止」「市区町村またぎ禁止」）があり、各方面からより一層の参加資格の拡大の声が届いているところです。

○この点について、都道府県や市区町村として何らかの制限を課している場合には、国・自治体における部活動改革の取組（自治体を声や広域的な取組を含む）なども踏まえ、令和6年度に向け、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応について御検討いただき、地域のスポーツ団体等に所属する中学生のより一層の大会参加の機会の確保に努めてくださるようお願いいたします。

【抜粋】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月） IV 大会等の在り方の見直し②

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

- ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。
- イ 日本中体連は、主催大会において、集団競技においても外部指導者による引率を可能とし、また、個人競技においても、校長・教師・部活動指導員が引率できない場合に限定するのではなく、適切な外部指導者がいる場合には校長が認めた上で引率を可能とするよう、引率規定を見直す。
- ウ 都道府県及び市区町村において、部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合は、適切な部活動指導員や外部指導者による引率が可能となるよう見直す。

7. 日本スポーツ協会と日本郵政との連携

日本スポーツ協会と日本郵政の連携について



Press Release

2023年10月5日

日本スポーツ協会と日本郵政が 部活動地域連携支援のため オフィシャルパートナー契約を新規締結



スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための環境づくりを行う JSPO(正式名称:公益財団法人日本スポーツ協会 東京都新宿区/会長 遠藤利明)は、日本郵政株式会社(東京都千代田区/取締役兼代表執行役社長 増田寛也)と、2023~2025年度まで協賛契約(JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム「オフィシャルパートナー」)を新たに締結しました。日本郵政株式会社には、今後、国民スポーツ推進事業を展開する当協会のパートナーとして、部活動地域連携支援に向けて、公認スポーツ指導者の育成を中心により力強いご支援・ご協力をいただくこととなります。



(左:遠藤 JSPO 会長、右:増田日本郵政社長)

<遠藤 JSPO 会長の発表概要>

この度、当協会は日本郵政株式会社とオフィシャルパートナー契約を締結し、運動部活動の地域連携を含む地域スポーツの最適化を支援するためスクラムを組むことになりました。

当協会では、スポーツ医・科学の知見を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導できるスポーツ指導者として公認スポーツ指導者を育成しており、現在約 24 万人に指導者資格を認定していますが、まだまだ十分な人数とは言えない状況です。

我が国の隅々まで張り巡らされた日本郵政のネットワークやマンパワーと当協会が半世紀以上に渡り蓄積してきた指導者育成に関する知見が融合することにより、現在、指導者不足にある全国各地にこれまでに以上に多くの公認スポーツ指導者が生まれ、運動部活動の地域連携が加速していくことを期待しています。

<増田日本郵政社長の発表概要>

日本郵政は、今後、JSPO がこれまで蓄積してきた指導者育成に関する知見と、私どもの全国約 2 万 4 千の郵便局、約 40 万人のグループ社員のネットワークを融合させることで、スポーツ庁が目指す「部活動の地域連携・地域移行」の施策実現に向けた仕組み作りの一翼を担っていくこととなります。

まずは、これから部活動や地域スポーツクラブでの現場指導を希望する方を対象とした教育・研修プログラムの開発・運営を、JSPO と日本郵政が共同で行ってまいります。

これにより、部活動や地域スポーツクラブの現場に派遣される指導者の総合的な指導力のクオリティ向上を図るとともに、指導を受ける子供たちの健全なる成長のサポート、保護者や教師との持続的な信頼関係の構築など、スポーツを通じた地域活性化の推進に寄与できるものと考えております。

日本郵政グループには多様な人材がおります。現に、地域で子供たちにスポーツを指導している社員もおります。また、文化・芸術活動に秀でた社員もおります。今後、地域ごとに異なるニーズ・状況に細かく丁寧に対応しつつ、これらの社員の才能を活かして、各地域の活性化につなげていきたいと考えております。

<スポーツ庁長官のビデオメッセージコメント概要>

スポーツ庁では、本年度からの 3 年間を改革推進期間として部活動改革に取り組んでおり、子供たちのスポーツに親しむ機会を継続して確保するため、部活動の地域連携の取組を行っております。

今回、JSPO と日本郵政が連携し、地域スポーツを支援すること、まさしく、地域全体のスポーツ環境を整え、活性化していただけるものと大いに期待しております。

スポーツ庁としても、年齢や障害の有無に関わらず、全ての地域住民が、より身近な地域でスポーツの様々な楽しみを享受できるように取り組んでまいりますので、一緒に頑張っていきたいと思います。

【企業詳細】

- ・企業名: 日本郵政株式会社
- ・取締役兼代表執行役社長: 増田寛也 氏
- ・所在地: 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
- ・ホームページ: <https://www.japanpost.jp/>
- ・協賛カテゴリー: CSR

<本件に関する問い合わせ先>

公益財団法人日本スポーツ協会

ブランド戦略部 マーケティング戦略課 TEL 03-6910-5804

E-mail campaign@japan-sports.or.jp

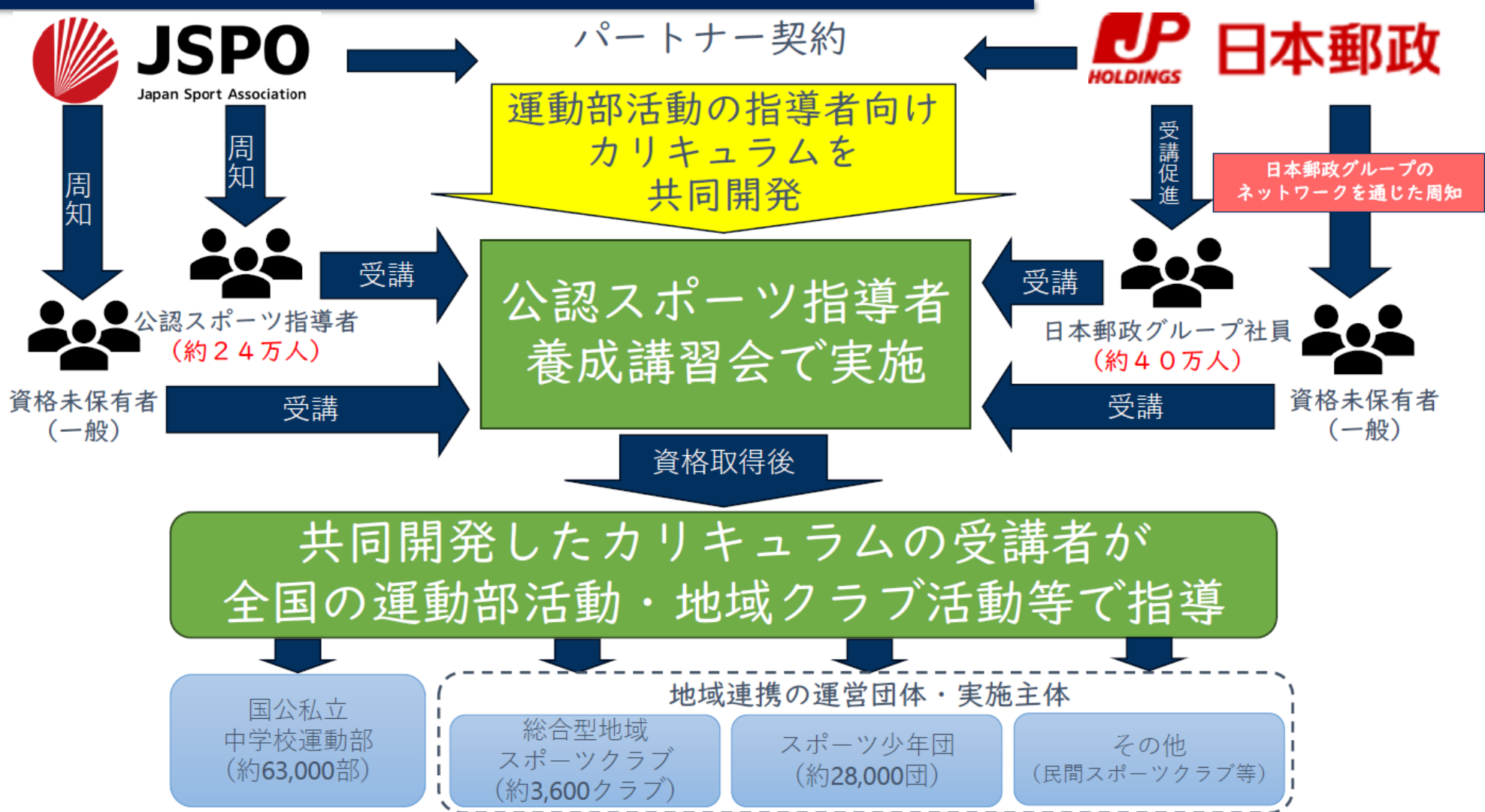
ブランド戦略部 広報情報システム課 E-mail jspo1@japan-sports.or.jp

※当協会ではテレワーク勤務を併用しております。

ご不便をおかけいたしますが連絡は上記 E-mail 宛にお願いいたします。

日本スポーツ協会と日本郵政の連携について


日本スポーツ協会と日本郵政による地域スポーツ支援の取組 概要



8. 他省庁の取組

企業版ふるさと納税を活用する意義

- ✓ **人口減少・少子高齢化**が進み、**地域の社会課題が複雑化**する中で、**地方公共団体だけで地域課題を解決することは容易ではなく、企業(民)の力を活用し、官民連携により地方創生を進めていくことが必要**。地域経済が縮小する中、**それぞれの地域内の人材や事業者だけで活性化を図ることも難しい**。
- ✓ 一方、SDGsへの関心の高まり等を背景に、**地域の社会課題の解決に積極的に取り組む企業・人材は増えており、こうした民間の資金や人材を地方に還流させる必要がある**。
- 2016年度に創設された**企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）**は、活用実績が着実に増加。単なる資金面での支援にとどまらず、**企業のノウハウ・アイデアや人材を活用した新たな地方創生の取り組みが、全国各地で生まれている**。



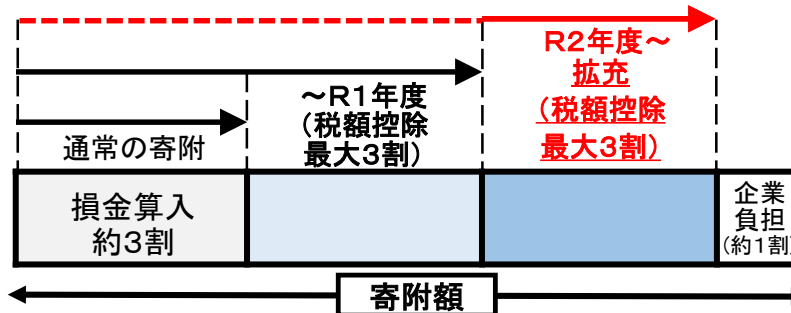
寄附を契機に企業と連携協定を締結する例や、寄附活用事業の企画立案段階から企業が参画する例もあり、企業版ふるさと納税の活用を通じ、**様々な形で自治体と企業のパートナーシップが構築**。

企業版ふるさと納税は、寄附を通じて官民連携を推進する効果的な支援策

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

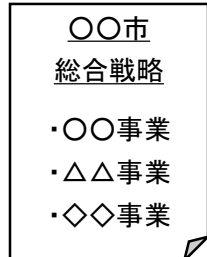


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

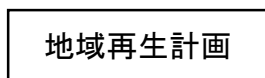
- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

① 地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



② ①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



③ 計画の認定



④ 寄附



⑤ 税額控除

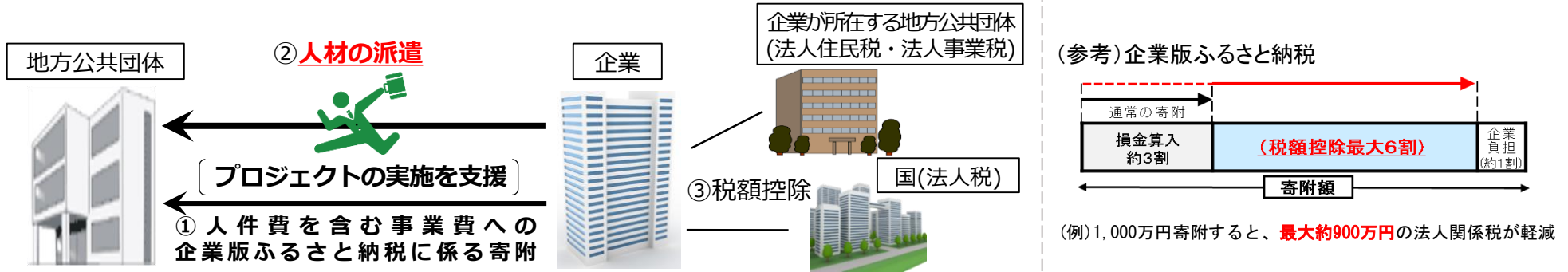
企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が**、寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう**

地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れる**ことができる
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の**人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への**経済的利益供与の禁止**や、地域再生計画に記載する**効果検証の実施**に留意 など

活用実績 (令和5年4月1日時点)

- ・ 派遣者 **102名**
- ・ 活用団体 **83団体**

※内閣府の調査結果による

地域おこし協力隊について

R6概算要求額：331百万円
(R5予算額：208百万円)

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：**概ね1年以上3年以下**

○**地方財政措置**：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置

① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1 団体あたり300万円上限

② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1 団体あたり100万円上限

③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1 団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1 人・1 日あたり 1.2万円上限（活動に要する経費）

④ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員 1 人あたり480万円上限

（報償費等280万円[※]、その他の経費^{（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）} 200万円）

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員 1 人当たり480万円の上限は変更しない。）。

⑤ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：1 団体あたり200万円上限

⑥ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期 2 年目から任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者 1 人あたり100万円上限

⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊（農林水産省）」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

**隊員の約7割が
20歳代と30歳代**

**任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住**※R4.3末調査時点

【参考】 地域おこし協力隊について

<制度概要>

※詳細は総務省HP参照

[総務省 | 地域力の創造・地方の再生 | 地域おこし協力隊 \(soumu.go.jp\)](https://www.soumu.go.jp)

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は一定期間、地域に住居して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

◆制度の一部改正（令和5年4月4日・総行応第96号）

→地域おこし協力隊推進要綱に“スポーツ・文化活動”に関する事例を追記

<参考：要綱抜粋>

第3 対象

（地域協力活動の例）

- ・ スポーツ・文化に関する活動（スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行や地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導、文化財の保存・活用等）

【参考】 地域おこし協力隊 活用事例

→ 中学校運動部活動の「地域移行」に向け活動中!!!!

厚真町（北海道）

歸山 雄太さん

着任：令和5年2月
出身：苫小牧市



一着任して間もないですが、どのようなことから始めますか？

まず、町のスポーツ環境を知るために情報を収集していきます。スポーツに関する活動に積極的に参加して、関係者や町の人たちとの交流を図っていきます。業務の中では中学校の運動部の部活動を外部指導者に移行する「地域移行化」に向けて、人材を確保するための活動やシステムづくりの準備を始めるところです。

参考：[地域おこし協力隊 | 北海道厚真町 \(atsuma.lg.jp\)](https://atsuma.lg.jp)

引用：厚真町役場HPから

宝達志水町（石川県）

櫻井 大幹さん

着任：令和4年7月
出身：長野市



【主な業務】

- ・教員や地域クラブへのヒアリング、情報共有（費用、生徒数、ニーズ、指導経験、課題 等）
- ・部活動視察
- ・各種検討会議への出席（町議会、教育委員会 等）
- ・総合型地域クラブへ参画（定例MTG出席、研修会同席、職員・指導者ヒアリング、共同事業の実施 等）

「共創モデル実証プロジェクト」(令和5年度)の追加公募について

地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

＜特設ウェブサイトでは、第1弾(令和4年度事業)の取組み事例を紹介しています＞

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

【補助対象事業者】 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
(「共創プラットフォーム」)

【補助対象経費】 ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
・実証運行に要する経費

【補助率・上限額】 補助対象経費の2/3 (上限1億円)
※実証運行など、交通サービスの運行を伴う事業であることが必要です。
(次年度に実証運行を予定する事業についても対象とします。)

プロジェクトイメージ (他分野共創の例)



事業に関与

立ち上げ支援

自治体・金融機関

共創モデル実証プロジェクト

2. 人材育成事業

共創の取組の促進・普及に向け、地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

【補助対象事業者】 地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、交通関係団体、まちづくり団体等の民間事業者、NPO法人等

【補助対象経費】 地域交通分野におけるプロデュース・コーディネート人材育成に関する取組実施経費

【補助率・上限額】 定額 (上限3千万円)

本年4月21日～6月20日にかけて公募を行い、「1.共創モデル実証運行事業」は44件、「2.人材育成事業」は19件の事業を選定して、7月14日に選定事業一覧を公表しました。「共創」の取組への更なる支援を進めるため、以下のとおり追加公募を行います。

公募期間 令和5年7月14日～12月1日16:00
※随時採択。予算上限に達した場合、公募受付終了。

問合せ先 事務局 (パシフィックコンサルタンツ株式会社)
各地方運輸局交通政策部交通企画課 等

応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ！
採択審査のポイント等は「公募要領」をご確認ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

地域交通 共創

検索

LINEのマッチング機能を活用した親同士の助け合いによる子どもの習い事送迎サービスの導入

「交通」×「教育」(富山県朝日町)

国土交通省

事業実施主体

- 【共創プラットフォーム】朝日町MaaS実証実験推進協議会
- 【運送事業主体】朝日町(運行は住民が担う)
※道路運送法上の許可・登録を要しない輸送
- 【共創パートナー】あさひふるさと創造社(習い事事業)
黒東自動車商会(タクシー事業)
博報堂(広告代理店)

地域課題

- ・放課後の習い事への移動手段(無料送迎バス等)の不足
- ・共働き世帯が多く、親による習い事送迎が困難な状況

実証事業の内容

- ・習い事への送迎手段を確保するため、あさひふるさと創造社が運営するスイミングスクールに子どもを通わせる親同士が助け合いにより子どもを送迎することができるサービス(こどもノッカル)を構築。
- ・LINEを活用した送迎マッチングシステムを博報堂が提供、道路運送法上の許可・登録が不要な輸送として実施されるが、マッチングが不成立の場合は黒東自動車商会が代打運行を実施。

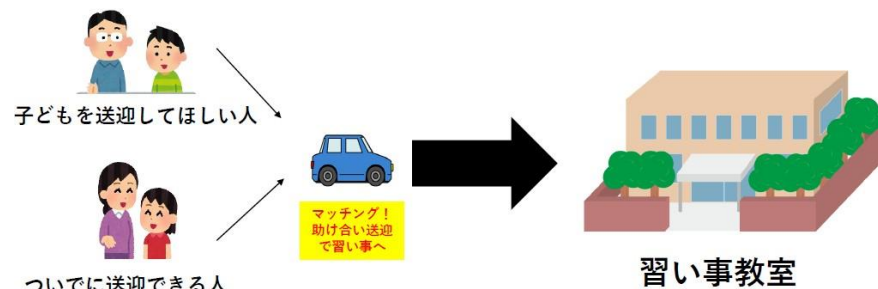
今後の展開

- ・事業継続のための適切な費用負担のあり方について、月謝と合わせた定額制の導入等を検討。

＜事業スキーム＞

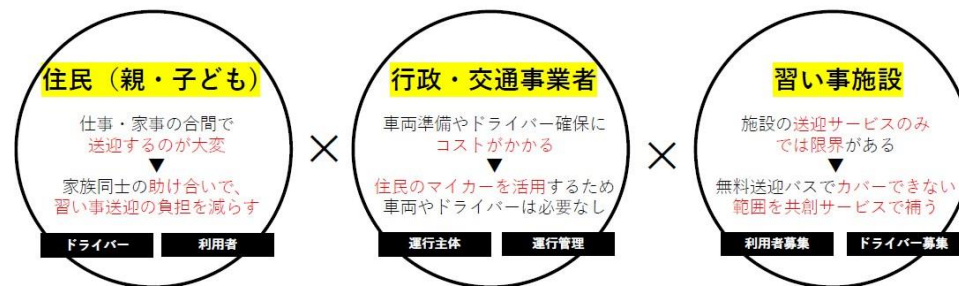
子どもの習い事送迎サービス"こどもノッカル"

地域の習い事事業者と共創し、朝日町の子供の送迎課題を解決



共助・共創によって習い事送迎の課題を解決し、朝日町の共助・共創コミュニティをさらに広げる

住民×行政・交通事業者×習い事施設が連携し作る、助け合い送迎サービス
助け合いによって親の送迎の負担を減らし、習い事への移動手段を確保する



全員が共創して、こどもノッカルを作り、子育て層の移動・くらしの課題を解決

多様な関係者の共創やDX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現

共創・MaaSプロジェクト

- ・官民、交通事業者間、他分野の共創による交通プロジェクト
- ・MaaSの広域化や交通データの利活用の推進
- ・地域モビリティ人材（まちづくりはじめ他分野との連携、DX等）の育成支援



DX・GXによる公共交通の基盤強化

- ・新たな決済手段や新しいモビリティの導入、交通情報データ化等

自動運転実証調査

- ・自動運転による公共交通の社会実装に向けた実証事業

地域公共交通の維持確保・体質改善等

○地域公共交通の維持確保・体質改善

- ・地域公共交通計画に基づく運行費等の支援強化
- ・エリア一括協定への長期安定的な支援 等
- ・バス・タクシー運転者の安全・安心な職場環境構築の支援等、人材確保対策の強化
- ・離島航路・航空路の運航への支援

○ローカル鉄道の再構築方針策定等の後押し

○快適で安全な公共交通の実現

- ・公共交通におけるバリアフリー整備の推進等



まちづくりと連携した公共交通の基盤整備(社会資本整備総合交付金等)

地域交通ネットワークの再構築に必要な鉄道施設・バス施設のインフラ整備を支援



都市の骨格となる公共交通軸の再構築のため、LRT・BRT・鉄道等の走行空間を整備(都市局予算)

EV車両・自動運転車両などの先進車両を導入

地域鉄道の安全対策

地域鉄道における安全性向上に資する設備整備支援(鉄道局予算)

持続可能な観光受入環境整備

公共交通における受入環境整備を図る取組(観光庁予算)

- ・富裕層・オーバーツーリズムに対応した受入環境の整備
- ・Wi-Fi、サイクルトレイン導入 等



財政投融资

地域交通への財政投融资
 鉄道・バス・タクシー等のDX・GX投資に対する出融資

制度設計にあたっての基本的な視点

- ◆ 必要性
 - 性犯罪・性暴力はこどもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響。こどもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気付きにくいいため、一度発生すると継続する可能性が高い。⇒ 未然に防止すべき
 - 性犯罪再犯率13.9%（※1）、性犯罪検挙者再犯者率9.6%（※2） ⇒ 性犯罪は被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであり、看過できない数値。
 - 教育、保育等を提供する事業者は、
 - ① 支配性（こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
 - ② 継続性（時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
 - ③ 閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）
- の点で、その事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負っていると考えられる。
⇒ この責務を果たすため、**当該業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを導入する必要。**

※1：性犯罪（強姦、強制わいせつ、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者のうち、当該裁判確定から5年経過時点において性犯罪（強姦、強制わいせつ又は条例違反）再犯に及んだ者の割合。 ※2：令和3年に性犯罪（強姦性交等又は強制わいせつ）で検挙された者のうち、同じく性犯罪の前科を有している者の割合。

- ◆ 留意点
 - 職業選択の自由・営業の自由を制約することになるため、対象範囲を無限定に広げることは許されない。
 - 犯罪歴は要配慮個人情報（個人情報保護法2条3項）であり、漏えいすれば本人に重大な影響を及ぼすおそれがある上、仕組みに対する信頼を損なうため、対象事業者は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができるものであるべき。

個別論点についての検討結果等

義務と認定

- 学校教育法や児童福祉法に基づき認可等を受けており、対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業（学校や児童福祉施設等）は、**確認やその結果に基づく安全確保措置を講ずることを法律上直接義務付けるべき**
- 上記以外の教育、保育等を提供する事業者（児童福祉法上の届出事業や、学習塾等）は、事業者の範囲が不明確であったり、監督等の仕組みが必ずしも整っていないため、**認定制度を設け、認定を受けたものについては上記と同じ確認を義務付けるべき**

確認対象とする性犯罪歴等

- **性犯罪前科（被害者年齢を限定しない）を対象とする**
- **対象期間は、刑法34条の2の趣旨を踏まえつつ、必要性、合理性を踏まえ一定の上限を設ける必要**
- 条例違反、起訴猶予、行政処分等については慎重な検討

対象事業・職種

- 事業者の例
 - ① 直接義務付けの対象事業者：学校、認定こども園、保育所、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者等
 - ② 認定制度の対象事業者：認可外保育施設の設置者、児童福祉法上の事業の届出事業者、学習塾、予備校、スイミングクラブ、芸芸等を身に付けさせる養成所等
- 職種
こどもに対し支配的・優位的関係、継続的關係、親等の監視が届かない状況下で養護等をする者（学校の教職員、児童の保育・養護等に関する業務を行う者）※派遣や業務委託も含む

具体的な仕組み

- 個人情報保護法上、犯罪歴は開示請求等の適用除外となっていることを踏まえ、本人の同意等の関与の上、**事業者が申請。結果を知る必要がある事業者**に回答。
- 情報の管理体制等について**規律を設ける（ガイドライン作成）**
- 情報漏えいの際の**罰則規定**を設けるべき

+ 本件確認の仕組みの義務履行や認定制度を促進させるための施策の更なる推進、こどもの安全確保に取り組む関係省庁の連携強化に取り組み、こどもの安全の確保をより確実なものとするべき。